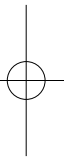
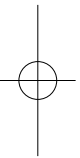
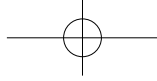


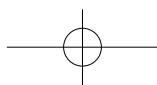
# 探偵入門マニュアル

社団法人探偵協会





本文デザイン：パブリック・ブレイン  
イラスト：秋山祥子



## はじめに

現代社会はご存知のように経済活動や一般生活に「情報」が深く関わり、企業も個人も必要な情報をどのようにして収集し、反対に他人に知られたくない秘密をどのようにして管理するのが大変重要な事柄になっています。

探偵業とは依頼人の求めに応じ「情報を収集し取り扱う職業」、それが「探偵社」「興信所」などといわれる職業です。

現実の探偵は「テレビドラマ」や「映画」などに描かれている人物や、国家権力などを背景とした組織などとは大きく異なります。

探偵業者は、限られた時間とコストの中で最大効果を求めて調査し、得られた情報と事実を依頼者に報告する使命があります。

ここでは「入門書」として、一般の方の中から「探偵」に関心をお持ちの方、または探偵業者として開業を考えている方までの幅広いかたがたを対象とし、サブノート形式で「実務」「開業」をわかりやすく解説していきたいと考えています。

その解説の中で「探偵の基本」とそれぞれの調査における「情報収集」「証拠取得」の手法や分析に対する考え方、について理解していただければ幸いです。

調査の種類は、ここで説明する項目以外にも様々な調査があり、また新しい調査項目が日々生まれています。この教本では、調査に最低限必要となる基本的な事柄を中心に解説していきたいと思えます。

社団法人探偵協会

戸塚 敦士

# 目次

<b>1. 調査業とは</b>	6
①探偵業（探偵興信所）の歴史	6
②日本における探偵業法施行以前の調査業の分類についての考え方	8
③職業倫理	9
<b>2. 企業信用調査</b>	11
①信用調査の目的	11
②資料収集の方法と手順	11
③企業分析の基本	11
<b>3. 人事調査</b>	13
①雇用調査（採用調査など）	13
②結婚調査	14
③素行調査	15
<b>4. 所在調査</b>	15
①調査相談時の注意	15
②相談者に対する主な質問事項	16
③調査結果を報告できない場合もある	17
<b>5. 聞き込み調査</b>	18
<b>6. 行動調査・尾行・証拠撮影</b>	19
①準備・計画	19
②下見	20
③張り込み	20
④面取り	21
⑤尾行	21
⑥撮影	24
⑦車両位置情報機器の問題点	24
<b>7. 盗聴発見調査</b>	25
①盗聴の種類	25
②盗聴の目的	26
③盗聴器発見に関して	27
④盗聴器の主な周波数と実務	28

<b>8. データからの情報の割り出し（データ調査）</b>	34
<b>9. その他の調査</b>	36
<b>10. 調査の受件（契約）と結果報告</b>	37
①探偵調査の契約	37
②調査結果の報告	38
<b>11. 開業に関して</b>	40
①経営者として	40
②事務所の設置場所	41
③電話対応	41
④面談（相談・見積もり）	43
⑤契約に関して	43
⑥報告	45
<b>12. 広告に関して</b>	46
①広告の原則	46
②広告の手段	47
③広告の種類を選ぶときのポイントと注意点	47
④一般的な各種広告の利用の手段	50
⑤チラシの作成、デザインに関して	51
<b>13. マル秘調査テクニックの紹介</b>	53
<b>14. 各種重要記録について</b>	59
<b>15. 行動調査実践シミュレーション</b>	69
<b>16. 探偵業の届出要領</b>	72
<b>17. 米国における探偵事情</b>	78
<b>付録 探偵業届出書類</b>	84

# 1. 調査業とは

近代産業としての調査業は情報という無形の商品を扱う職業です。そこには多くの秘密が含まれており、探偵業者は「高い倫理観」と職業上の「秘密を厳守」する義務を負っています。ここでは探偵という職業に興味がある方や職業として考えている方に、調査業とはどのようなものかをわかりやすく解説していきます。

## ①探偵業（探偵興信所）の歴史

### (1) 明治維新以前

探偵が業として確立される前の状況に関しては、必ずしも明確ではありません。しかし調査という行いは人類の社会が成立すると同時に、またはそれ以前から必要であったことは間違いありません。外敵や食料などがどこにあるか？の情報から始まり、神話時代の情報収集の専門家である志<sup>し</sup>能<sup>の</sup>便<sup>び</sup>や山伏、戦国時代から江戸時代にかけての「忍びの者」の存在などがありました。しかしこれらは近代産業としての探偵業とは異なります。

日本において「近代産業としての探偵業」が成立したのは諸外国と同じように、産業が振興し大都市に人が集まった明治維新以降になります。

### (2) 明治維新以後

明治維新により諸制度が改められましたが、当初は治安が安定的でなく、各地にテロや暴動などが頻発しました。政府はその対策のひとつとして情報収集と問題解決のため密偵を配置し、この頃から探偵という言葉が現れ始めました。しかし、まだ現代にいう「探偵」とは異なります。

その後、社会が安定し産業が振興、株式会社や証券取引所などの取引が活発化し、「企業信用」が産業発展の重要な要素となってきたため、1890年頃からいわゆる「興信所」が次々と設立されるようになりました。また日本で初めて「探偵社」が設立されたのもこの頃です。つまり調査業は、産業の発展とともに成立し発展をしてきたということです。

### (3) 第二次世界大戦以後

第二次世界大戦後、人の移動の流動化と産業の復興と成長により興信所・探偵社も急成長しました。また「四大興信所」（テイタン・ショーコー・テイコー・ジンコー）といわれる業者が活躍したのもこの頃です。

しかし、社会の高度化とともに人権尊重やプライバシーに対する意識が高まり、これらの四大興信所の中には人事調査を中止するところも現れ、この頃から、調査業者としての

倫理と社会的使命に対する意識が問われるようになりました。

#### (4) 欧米の調査業

英国では 1750 年頃、私服刑事が私的事件などに関して取り組み、私立探偵の元祖といわれ、19 世紀初頭には数人の警吏が私立探偵となりました。やや遅れて 1830 年代に興信所が誕生しています。

米国でも 1841 年頃に興信所ができました。これらの調査機関は産業革命による産業の発展と都市の拡大に伴い誕生し、探偵社・興信所・警備会社とそれぞれ分化、発展して今日に至っています。

#### (5) 主な探偵業者設立年史

- 1830 年 英国でジョナサン・ワイルドが設立
- 1841 年 米国でダン興信所が設立
- 1852 年 米国でピンカートン探偵事務所が設立
- 1891 年 日本初の探偵事務所である帝國探明會が設立
- 1892 年 日本銀行と大阪地区の銀行などの出資により、外山修三が商業興信所を設立。白鳥敬之助により商工社（現在の東京商工リサーチ）が設立
- 1895 年 岩井三郎事務所が設立
- 1896 年 第一銀行頭取、渋沢栄一により東京興信所が設立
- 1897 年 後藤武夫により帝国興信所（現在の帝国データバンク）が設立
- 1898 年 人事興信所が設立
- 1909 年 藤山雷太により東京商業興信所が設立
- 1916 年 帝国秘密探偵社が設立

第二次世界大戦中に商業興信所と東京興信所が合併し（1944 年）、東亜興信所となる。その後、戦争激化で国内の興信所業務は例外なくすべて中止される。

戦後、産業の発展とともに興信所・探偵社が復活、成長しました。現在は、全国に探偵社・興信所を名乗る業者は約 5000 社あるといわれています。

これら調査業者で作られている団体も、現状種々様々であり、それぞれ探偵業に関わる諸問題の対策や研究、業界の健全な発展や消費者保護のための活動を行っています。

※①の (1) ～ (5) は、株式会社ジンコーの許可により、ホームページを参考としました。

## (6) 探偵業法の施行（2007年6月）——探偵業の業務の適正化に関する法律

この法律によって探偵業務の範囲が規定され、それによって「他人の依頼を受けて、特定人の所在又は行動についての情報であって当該依頼に係るものを収集することを目的として面接による聞き込み、尾行、張込みその他これらに類する方法により実地の調査を行い、その調査の結果を当該依頼者に報告する業務」が探偵業務となりました。

また、上記の「探偵業務」を行う営業を「探偵業」と規定され、この法律により都道府県公安委員会に探偵業を行う業者として届出を出している者が「探偵業者」となりました。この法律による主な規定は下記の通りです。

1. 届出制になること
2. 欠格事由があること
3. 法令遵守、違法目的の禁止
4. 守秘義務の明確化
5. 契約の適正化、重要事項の説明責任
6. 教育や監督の規定
7. 罰則規定

この法律の施行により、原則として（報道マスコミ関係者などを除き）探偵業を行うには、従来の探偵興信所だけでなく、業種、職種を問わず、依頼を受けて人の所在または行動について実地の調査を行うには、所轄警察署を通じて、都道府県公安委員会へ探偵業者として届出を行うことが必要となりました。

## ②日本における探偵業法施行以前の調査業の分類についての考え方

調査業や調査種目の分類は、探偵業法施行以前には調査業務を分類、把握するうえで大切な意味を持っていました。以下、その分類について簡単に説明をします。

### 《経済関係調査》

1. 企業信用調査
2. 雇用調査
3. 個人信用調査
4. 保険調査
5. 市場調査
6. 生産販売・管理に関する調査

## 《社会関係調査》

1. 素行調査
2. 浮気調査
3. 所在調査
4. 結婚調査
5. 犯罪調査

興信所と探偵社の違いに関して説明します。

従来、取り扱い種目や得意分野などが異なっていたのは事実ですが、現在では区別をする意味があるのか疑問です。むしろ同じ調査業者として考えた方が実情に合っている面もあります。各調査会社が得意分野を持っている、総合調査業者であると個別に考えた方が自然だと思われま

す。その一方で興信所は経済関係調査を中心に行う所が多く、探偵社は社会関係調査を中心に行っている業者が比較的多いのも事実です。なお、業界内では次のような分類をすることがあります。

- ・一部業者（特定の法人などを顧客として企業信用調査を主に行っている業者）
- ・二部業者（特定の法人などを顧客として人事調査を主に行っている業者）
- ・三部業者（主に広告宣伝により個人や法人を相手に尾行調査や所在、信用、調査などの社会関係調査を行っている業者）
- ・四部業者（保険関係の調査や紳士録などを取り扱っている業者）

ただ、これらの分類にも異論があり、いわゆる「紳士録」業者は調査業者ではないという意見があったり、また、一部から三部の分け方にも一部と二部は調査種目による分類で三部は調査種目ではなく、一部・二部業者との広告宣伝方法に関する区別であるとの意見もあります。

これらの分け方に対して「一部・二部」業者は昔の興信所、「三部」業者は探偵社という意見を述べる方もいます（社団法人探偵協会のマニュアルでは、専ら上記分類項目としては、三部の探偵業務に関するマニュアルとなっています）。

## ③職業倫理

探偵業は日本においても120年以上の歴史を持ち、社会に対する貢献度も高く、需要の多い職業と考えられます。ただ、どの職業にもいえることですが、一部の心ない業者の行

いにより「業」としてのイメージが損なわれていることも事実です。

本来、探偵業は情報化社会における社会や経済の発展に寄与するとともに家庭内のトラブルや家出入の発見、経済取引に関わる被害の予防、犯罪の予防などに資するところが大きい非常に有益な業種です。また同時に個人や企業のプライバシーにも深く関わる性質上、秘密性が極めて高く「探偵業」に関わる者には非常に高い倫理観が求められています。

最低限の倫理として「探偵業」に関わる者に求められるモラルとしては、次のことが挙げられています。

- (1) 業務の社会的使命を自覚して、職務を誠実公正に行うとともに国民生活に寄与するよう心がけなければならない。
- (2) 調査は誠実に行って、正確を期し、料金は適正とし業者としての信義を重んじなければならない。
- (3) 業務の遂行に当たっては常に法令を遵守するとともに、社会常識を逸脱することのないようにしなければならない。
- (4) 常に人権の尊重、擁護に配慮し、他人の名誉権益を毀損したり、部落差別調査を行ったりしてはならない。
- (5) 業務上知り得た人の秘密をみだりに他人に漏洩し、発表してはならない。
- (6) 常に人格を磨き、業務の知識技能の向上に努めなければならない。
- (7) 相互に融和協調を図り、団結して探偵業界の発展に努めなければならない。
- (8) 基本的人権に関わる調査は絶対にこれを受件しない。
- (9) いわゆる「別れさせ屋」に準じた事案については、これをしてはならない。
- (10) 調査結果について誇大、虚偽の報告は絶対にしない。
- (11) 不適正な広告掲載や非合法的な営業活動及び調査手法は絶対にしない。
- (12) すべての顧客が探偵と出会う前よりもよい方向へ向かっていなければならない。

## 2. 企業信用調査

法人の信用調査をわかりやすく述べると、いろいろな角度から企業の内実を調べ、それを基にして企業の状態を判定し評価しようとする調査です。探偵業に携わる者ならば信用調査にまったく無関係とはいえない調査です。それゆえ、最低限の基本は、マスターしておく必要があります。

### ①信用調査の目的

主な目的としては次の6つが考えられます。

- (1) 新規取引に際して取引をしようと考えている会社の信用状況を調べる。
- (2) 定期的に調査を行い、取引先の状況を把握しておく。
- (3) 取引拡大のために取引先の信用状況を再確認する。
- (4) 信用不安の恐れがある取引先の経営実態や信用状況を把握する。
- (5) 債権回収に際して回収可能な資産などを把握する。
- (6) 同業者の調査を行い、自社との違いなどを把握し、経営の参考にする。

### ②資料収集の方法と手順

通常は1人の調査員が最初から最後（レポート作成）まで一貫して調査を行います。調査のポイントは調査対象の企業へ直接訪問して聞き込みをするわけですが、事前に資料を収集し、質問内容を吟味検討し、取材した内容に対して取引先などで裏づけを取ることです。

裏づけ調査は、調査の質を維持するためには絶対に必要な調査です。また、依頼者の情報は調査対象企業には伝えないのが原則です。

### ③企業分析の基本

企業調査における主な分析項目は、以下の通りです。

沿革（設立事情・事業目的・資本などの変遷）

経営者（経営実権者・経営陣・後継者）

生産：立地条件（自然的条件－気候・地勢・用水・地質・資源など）

（社会的条件－原料・動力・交通・労働力・下請など）

技術（自社技術・導入技術・ノウハウ・管理技術）

設備（規模・生産能力・性能）

従業員（質・量）

販売：立地条件（市場・販売拠点・交通）

製品品質・性能

販売力（のれん・ブランド・販売先・販売組織・販売条件・従業員など）

財務（取引銀行・企業系列）

これらの要因の中で、次の事柄にポイントを置き、できる限りの資料と情報を収集し、企業の実情や同業他社との比較を行います。

- ・創業の新旧
- ・企業規模の大小
- ・系列の有無・強弱
- ・同業者間の競争力の強弱
- ・関係会社で行っている事業展開の状況
- ・経営実権者の経営手腕の優劣・仕事振り
- ・経営陣のチームワークの状態
- ・後継者育成に対する配慮
- ・従業員の素質とモラルの高低
- ・社内教育訓練の状況
- ・労使関係の状態
- ・技術力・研究開発能力の高低
- ・立地の適・不適
- ・設備の新旧・精度・性能
- ・販売先などの優劣
- ・販売地盤の強弱
- ・取引銀行に対する信用度

### 3. 人事調査

広い意味では、人事調査とは「人」に関わる一切の調査をいいます。しかし、ここでは一般に探偵業者が使用する「人事関係の調査」について説明していきます。主な種類としては、雇用調査（採用調査）・結婚調査・素行調査などがあります。

これらの調査の目的は、人の欠点や秘密を暴くことではありません。長所や特性を正しく依頼者に伝えることを目的としています。調査は決して、興味本位になることなくプロの調査員としての良識とプライドを持ち、対象となる方の人権を絶対に侵害しないように努めなければなりません。

#### <原則>

1. 調査は絶対に調査対象者に知られないこと
2. 調査で得られた情報の秘密は、絶対に厳守すること

#### ①雇用調査（採用調査など）

この調査は、採用をする側（企業・雇用主）が採用される側（被雇用者）に対して参考となる調査をいいます。以前は、「学生運動」「思想関係のチェック」「応募書類の確認」などを名目にして、この種の調査を行っていた企業が多数ありました。

現在では、この種の調査は差別につながる恐れがあるため自粛している企業が多いようです。しかし、企業にとってみれば自らを守り、発展し、経済活動を続けていくために「産業スパイの排除」「社員による機密漏洩の防止」「非友好的団体からの侵入者の防止」「採用後の適材適所の配置」などの参考資料として、必要な調査を実施しています。

主な雇用調査項目としては、下記の通りです。

- ・ 現住所の確認
- ・ 家族（家族構成・職業・居住環境・生活状況・資産など）
- ・ 経歴・資格
- ・ 学業（学業成績・得意科目・委員経験・クラブ活動など）
- ・ 通学状況（出席状況・学習状況など）
- ・ 職歴関係（名称・所在地・会社概要・組合・入社経路・所属部署・職務・勤務状況・賃金・退職理由など）
- ・ 性格
- ・ 素行（日常生活・休日の生活・金銭面・交友関係・周囲の信用など）

- ・趣味
- ・健康状態（身長・体重・視力など）

## ②結婚調査

結婚調査では、差別につながる恐れのある調査（血統調査など）は絶対にしてはならないことです。しかし、結婚詐欺や二重結婚などを防止する目的のための調査は必要です。円満な家庭生活を送るためには必要な調査です。主に聞き込み調査を中心として行われています。

ただ、最近では特に都市部においては、隣人の生活やプライバシーに干渉しない傾向が強まり、聞き込み調査だけでは本当の真実をつかむことが困難になりつつあります。むしろ行動調査を行い素行や交友関係の確認を行うことが多くなってきています。

主な調査項目は、家族関係、経歴、職業関係、借入金、付近の風評です。その他の調査項目は、資産、資格、学業関係、性格、素行、健康状態、趣味・嗜好、特技、宗教、交友関係、所属団体などです。

## ③素行調査

依頼者の指示に基づいて特定の個人（対象者）の素行に関する調査を行います。現在の社会では、日常生活におけるトラブルや就業規則に反する他社での就業・アルバイト、モラルの欠落などから生じるトラブルなど様々な問題が生じています。

素行調査は、その真相を把握し問題を解決し、自らの生活を守る意味から必要な調査です。素行調査は主に次のように分けることができます。

1. 一般的な素行調査
2. 浮気・不倫の調査
3. ある部分を重点的に調査するケース

素行に関する調査も現在では、聞き込みによる調査よりも行動調査を中心とした調査方法が主流となっています。

## 4. 所在調査

所在調査は行方調査ともいわれ、「人探し調査」または「人探し調査」といわれています。

いわゆる「人探し」は、単に連絡が取れなくなった人を探す場合と、「人探し」というように、何らかの理由で姿を隠してしまった場合とに分けられます。しかし、現実問題として「調査の依頼」があった時点では、厳密にこれらを区別することは困難です。

例えば、A という人物を捜すために B（仮に A の友人とします）が依頼してきた場合、依頼者 B にとってみれば単に連絡が取れなくなり、何らかの正当な理由で A さんを捜したいだけのケースかもしれません。しかし、本当は A さんに何らかの特別な理由があり、友人関係も含め連絡を取らずに所在地を隠す必要があるのかもしれません。B さんもその理由を 100% 知っているとは限りません。

したがって、「調査」の内容を実務的に区別しようとするならば、調査の相談を受けた段階で「調査手段・方法の違い」で区別するのが妥当だと考えます。

### (1) 所在調査（人探し）

調査の相談を受けた段階で、いわゆるデータ調査などにより、または、その組み合わせにより自ら逃亡しているわけではない、被調査人の住所などを探する場合（専ら、結果として住民票上の住所に住んでいる人）。

### (2) 行方調査（人探し）

失踪者、家出人を捜す場合や特別の事情があり自ら姿を隠している場合などのように、本格的な調査を必要とするなど上記の所在調査の範囲内では捜査できないと思われる場合（専ら、住民票上の住所に住んでいない人）。

このように区別することにより、依頼者への「料金の見積もり」が明確に行えるとともに、それぞれの調査手段、コストやリスクに関しての説明を行うことができます。

また、結果の報告に際して、お互いにトラブル、誤解の発生を回避させることが容易になるものと考えられます。

### ① 調査相談時の注意

探偵業に関わる者にとって、各調査業者により呼び名は違っても「人探し」「人探し」「所在調査」「行方調査」の依頼を受ける場合においては、相談者との話の中で「依頼者との関係」「依頼の目的」を察知し、一般社会での良識に反しないように心がける必要があります。

ます。場合によっては依頼を断ることも調査業を営む者の務めです。

## ②相談者に対する主な質問事項

人捜しの調査を行うには「捜す対象となる方」に関しての情報がなければ調査できません。以下の事柄を参考にして、依頼者に質問をする必要があります。そして、これらから得られた情報を基に調査の手順を決定し、調査を行います。

所在調査で発見可能な比較的容易なものは別として、自ら身を隠している場合などの失踪人調査は地道な捜索が必要となります。

- ・ 氏名
- ・ 住所・本籍地・出身地・国籍など
- ・ 性別・年齢・生年月日
- ・ 不明になった状況・日時など
- ・ 職業・アルバイト・取引先など
- ・ 配偶者の有無・家族関係・友人関係・交友関係・立ち回り先など
- ・ 電話番号・携帯番号・メールアドレス
- ・ 所有不動産
- ・ 出身学校関係
- ・ 身体の特徴（写真の有無・身長・体重・体格・髪形・癖・メガネの有無）
- ・ 健康保険の有無
- ・ 病歴・通院先
- ・ 資格の有無
- ・ 特技・趣味・嗜好・性格など
- ・ 使用車両の有無
- ・ 宗教関係
- ・ 金銭関係
- ・ 旅行・パスポートの有無
- ・ カード・口座番号・会員権など
- ・ 不明時の服装・所持金額・持ち物など
- ・ 残された領収書の有無
- ・ 不審な郵便物や電話などの有無
- ・ 過去に行方不明の事例があったか？

その他にも依頼者との連絡は密にし、相談を受けた後でも依頼者が気づいたことなどを連絡してもらう必要があります。また結果の報告に際して、「判明しなかった場合」においては、「判明した場合」より「調査の過程や内容」に関し、詳細な報告をする義務と必要性が生じます。

### ③調査結果を報告できない場合もある

ストーカー規制法の適用を受けている人物からの依頼は受件、報告してはいけません。同様にDV防止法の適用を受けている被調査人の所在などは、倫理上依頼者に、調査結果を絶対に報告してはいけません。

しかし、我々はその法律の適用を受けているのか？どうなのか？を知る術が現状非常に限られておりますので、場合によっては所在判明後に、調査対象者に直接、「あなたの所在を調査する依頼が入っております、こうして所在を突き止めたのですが、何か連絡先か住所を依頼者の〇〇様へお知らせしてしまっても、よろしいでしょうか？」と極力丁寧に、失礼がないように一言断りを入れることが必要となるケースもあります（遠方の場合には、返信用封筒入りの手紙、職務上照会用紙などでも可能です）。

我々探偵調査員が、後々無用なトラブルを生じさせてしまってはなりませんので、細心の注意が必要なのです。

少し脱線しますが、探偵が上記2法の適用を受けている人物を調査しないために、同法適用者であるのか？どうか？の職務上照会権が必要であると社団法人探偵協会では考えています。自治体や警察署に対する照会が可能となるような法整備も急がれる部分です。

## 5. 聞き込み調査

聞き込みには、大きく分けて「直接相手に聞く」場合と「間接的に聞き込みを行う」場合があります。またそれぞれの場合においても、調査員の身分を明らかにする場合と秘密にする場合、調べていることが調査対象者に「気づかれてはいけない」場合もあります。

最近プライバシーに対する意識やストーカー問題、防犯に関する意識も高く、他人のことを話さない傾向が強まっています。また、同時に大都市圏を中心として「隣人に無関心」という傾向も強まっています。

しかし、聞き込みにより情報を得るとい調査は必要な手法です。どうすれば上手に取材できるかは、下記の基本的な留意点を参考にしながら、各人の自分なりのノウハウを編み出す必要があります。

### <聞き込みに関するマニュアルの基本>

- (1) 5Wの法則を忘れずに。  
(When いつ・Where どこで・Who 誰が・What 何を・Why なぜ)
- (2) 聞く相手に対し、誠意を持って対応する。
- (3) 目的を忘れず、話の途中での批評や議論などは行わないように心がける。
- (4) 第一印象に気をつけ、相手の信頼感を得ること。
- (5) アポイントメントを取って取材するときには日時を厳守する。

これらは一般のビジネスの基本とほとんど同じです。後は依頼された内容に対して責任を持って調査を行い、同時に自身の技術を向上させていく必要があります。

## 6. 行動調査・尾行・証拠撮影

尾行調査による行動の把握と確認は、対象となる人物の行動を、張り込み・尾行という手段などを使い、対象者に気づかれることなく、監視・記録・撮影などを行い、確認した事実を正確に報告することです。

### <絶対に対象者に尾行していると、気づかれないこと！>

尾行調査は、各種の調査結果の報告の中でも大きなウエートを占めており、案件（浮気や素行など）によっては行動調査の結果にすべてが委ねられる場合も多くあります。また、正確な報告書や撮影などで取得された、いわゆる「証拠」は裁判などでも第一級の証拠資料となります。

探偵業者にとって尾行調査による行動の把握と確認は、素行や浮気の調査だけでなく、裁判資料の収集・所在確認・勤務先確認・ストーカー対策・社員の不正防止などの調査にとっても必要で欠かせないものです。また、聞き込み調査だけではわからない「対象者の本当の姿」を把握することが可能なのも、尾行調査による行動の把握です。

特に難易度の高い案件で「証拠」を取得した場合は、依頼者にとっても、調査員・調査業者にとっても非常に感慨深い調査となります。それだけに尾行・撮影の技術を日々研究し、自らの技術を向上させ、さらに磨くことは探偵業を行おうとする者にとって必須となっています。

### <法令に反する行いはしない！>

ここでは、尾行調査を①準備・計画、②下見、③張り込み、④面取り、⑤尾行、⑥撮影に分け、それぞれの段階での「基本的な注意事項」を中心に説明します。また⑦として車両位置情報機器に関する取り扱いの問題点などを説明します。

#### ①準備・計画

- (1) 当初の依頼者から提供された情報を分析・検討
  - ・ 調査対象者の人相・風体・その他の特徴（身長・体重・年齢・メガネなど）の把握
  - ・ 対象者の行動パターン、行動範囲の分析
  - ・ 調査現場の地理的環境の把握
  - ・ 交通手段、路線の経路の確認

- ・調査実施日時の天候の予測

## (2) 調査員の選定

- ・調査能力、責任感のレベル
- ・調査員の体調
- ・人員数、役割の選定

## (3) 車両、バイクの選定

- ・車両使用の有無及び使用車種の選定
- ・バイク使用の有無及び車種の選定

## (4) 調査器材の選定及びチェック

- ・撮影用器材（カメラ・ビデオなど）の選定と日付・電源・故障チェック
- ・通信機の選定とチェック。携帯電話は必携
- ・各種充電器とバッテリー・燃料の確認
- ・服装の選定

## ②下見

尾行に必要な現地の下見調査は本調査を実施する前に、実際に現地に赴き、調査開始地点の状況や駐車場の位置、駅までの距離、ルート、立ち寄り先などの状況を把握することで、依頼者から提供された情報では把握できない事柄や誤った情報の修正を行うことが欠かせません。下見調査によって依頼者情報を基にした計画を修正する必要がある場合もあります。また本調査を行いやすくする効果があります。

- (1) 対象者の居住状況や周辺環境（最寄り駅までのルート、交通手段）の確認
- (2) 勤務先や主な立ち寄り先などの確認
- (3) 出入り口の確認

## ③張り込み

- (1) 注意力と忍耐力
- (2) 周辺の環境になじむ（張り込み場所の選定。怪しまれないこと）
- (3) 調査指揮者及び調査員相互の連絡方法などの手順を確認
- (4) 調査員それぞれの役割の確認

- (5) 張り込んでいることで、自意識過剰にならない
- (6) 内張り（建物の中に入ったの張り込み）のときの留意点
- (7) 車両を使って張り込む場合の位置確認

#### ④面取り

- (1) 顔の形・体つき・全体的な特徴の把握。
- (2) 対象者の当日の服装など依頼者が把握できる情報は前もって（直前にでも）連絡してもらおう。
- (3) 象者の独特の個性（歩き方や癖）の把握。
- (4) 使用車両・所持品の把握。
- (5) 調査員一人で対象者と断定できない場合には、複数で確認するなど他の手段を迅速に実施する。
- (6) 可能であれば依頼者から「対象者が家を出た直後」に「気づかれないように連絡」をもらえるよう手筈を整える。

#### ⑤尾行

- (1) 原則
  - ・心の余裕を持ち、自意識過剰にならない
  - ・対象者を威圧しないように心がける
  - ・対象者と視線を合わせない
  - ・周囲の状況にそぐわない不自然な行動をしない
  - ・対象者の行動に対して常に注意を払う
  - ・行動を予測し、また予測どおりの行動を取らなかった場合でも臨機応変に対処する
- (2) 徒歩尾行時の注意と対応
  - ・原則2名以上で尾行を実施し、曲がり角などで、効率よく交代を続ける
  - ・メガネ、帽子、ネクタイ、リバーシブル系衣服、カツラなどを随時活用する
- (3) 車両尾行時の注意と対応
  - ・真後ろには、できるだけ車両をつけない。常に1～2台後方にて、追尾する
  - ・1台の調査車両ばかりが、長時間尾行につかないよう、他の調査車両と連携を取って対応する（バイクと車など）

(4) 電車・バスを利用する場合の注意と対応

- ・事前に路線状況、行動の可能性があるポイントすべての駅乗換情報、終電時刻、始発時刻を把握しておく
- ・オートチャージ機能付きパスモやスイカ（イコカ、イクト）で、改札通過時に手間取らないようにする
- ・携帯メールにて、駅ごとに調査員同士が入念な連携を取る
- ・朝晩のラッシュ時は同じ車両に乗り込む
- ・場合によっては対象者の真後ろなどにつく
- ・閑散時間帯については、調査員は対象者の乗った車両の前と後ろの車両に別れて、間隔を空けて、尾行を実施する
- ・電車の停車時に人ごみにより対象者の目視困難な場合には、駅ごとに下車し、自然な振る舞いで他の車両に乗り込む。このときも自分がどういった行動を実施するのか？一緒に活動中の調査員がどのような行動を取るのか？の連携を密に行う

(5) タクシーを利用する場合の注意と対応

- ・基本的に、同様にタクシーにて尾行を実施する
- ・ケースによっては、真後ろについてもらう
- ・運転手の意向、信号のタイミングなどにより尾行困難となってしまった場合でも、無線番号、会社名、車両番号を把握の上、ケースによっては東京タクシーセンター（03-3648-5131）などで降車場所確認可能の場合があるので、しっかりと記憶または撮影する

(6) エレベーターを利用するときの注意

- ・降りた階が判明するタイプのエレベーターでは、階段を使い、降りた可能性のある階へ走る。調査員同士は同じ行動を起こさず、携帯などで連携を取りながら、降りた可能性のある階をケースによっては二手、三手に分かれ迅速に搜索する
- ・降りた階がわからないタイプのエレベーターは、一緒に同乗する。ただし、同乗は調査員1名あたり1日最大1回を限度とし、無理な調査は行わない。以後対象者の行動を予測し、前項に準じる

(7) 店などに入った場合の注意と対応

- ・最初に入入り口の確認を迅速そして万全に実施する
- ・携帯のウェブサイトなどで同店舗の情報（ラストオーダーなど）を迅速に確認する
- ・すべての出入り口が見える位置にて張り込みを実施。原則として、道路向かいのビ

ル非常階段付近、屋上など対象者の視線よりも高い場所にて張り込みを実施する。  
周辺にすべての出入り口が確認可能な喫茶店などがあれば、自然でなおよい

- ・基本的には、調査員は対象者の入った店舗には入らない
- ・どうしても店舗に入る必要があり、会員制の店舗などの場合にはブラックカード所有者の本部役員などに予約を入れてもらってから自然に臨場する
- ・特別に店舗に入った場合、その調査員は、そこで同日の尾行調査を終了する
- ・店舗内での撮影は1ミリメートル以下のレンズがついたポリスビデオシリーズなどの特殊な機器を用いて、集音、録画に努める（通常市販の機器は絶対に利用しない）

(8) 狭い範囲の地域を調査する場合の注意と対応

- ・易者、浮浪者、交通監視員などを装って臨機応変に事前準備を整えてから調査を実施する
- ・本部より車両の出動を要請し、運転席と助手席の間に暗幕を引いて、後部、背面座席完全フルスモーク車の、車両後部座席にて潜んで張り込む
- ・コンビニの袋、レンタルビデオ店の袋などを準備し、地元住民を装う

(9) 対象者が警戒しているときの注意と対応

- ・無理な尾行はしない
- ・即調査員の交代要請を本部に申し出る
- ・状況によっては、潔く尾行を断念する
- ・対象者に質問された場合、「あなたは頭がおかしいのではないのでしょうか？」とキツパリと当然のように言い放ち、そのまま「怖いです～」などと言いながら早急に現場を離脱する。対象者に迷いを覚えさせるくらいの勢いで毅然とした対応をする

(10) 対象者の周囲などに、その関係者が尾行者の有無など不審者の監視をしている場合

- ・潔く同日の尾行を断念する

(11) 失尾（見失った場合）したときの注意と対応

- ・対象者の行動原理を理解し、可能性のある場所を隈なく徹底搜索を実施する
- ・正直に依頼者へ報告し、以後の調査計画について打ち合わせる
- ・人員の交代、調査手法、調査時間、タイミングを変えて再度別日に違った角度からの調査を実施する

## ⑥撮影

ここまでの張り込みから尾行までが成功したとしても、撮影ができなければ意味がありません。証拠となる重要な場面をしっかりと撮影するためには「高度な技術」と「度胸」「機材」が必要となります。撮影で報告書の品質やレベルが決まると考えてください。

- (1) 第三者から見ても、対象者であると容易に判別できる撮影を行うこと。
- (2) 尾行中も含めて、対象者の所在地が特定できるようなアングルを考える。
- (3) 「ターゲット」の表情や心の動きが映像から判断できるように撮影する。
- (4) 常に所在地がどこか？時間は何時か？がわかるような撮影手法を心がける。

## ⑦車両位置情報機器の問題点

現在これらの装置は大きく分けて3タイプ（GPS利用・PHS利用の位置情報機器・電波発信機利用）があります。ただこれらを利用する場合には共通する問題点があります。

- (1) 法令違反（通信法違反、使用目的が異なる、器物損壊の可能性、プライバシーの侵害）に当たる場合があります、逮捕や損害賠償の可能性のある行為です。最低限のルールとして調査契約時に車両などの「所有者の確認」、また「依頼者の承諾と協力」が不可欠です。このような調査の委任を受けた場合でも探偵業者自らが取り付けることは、後々大きなリスクが伴います。依頼者に設置してもらった方が無難であるといえるでしょう。
- (2) 車両の位置を判明させるものであり、対象となる人の位置を判明させるものではなく、車両から離れた人物の行動や接触した人物を判明させるものでもありません。
- (3) 取り外しが短時間で可能な場所に設置するケースが多いため、脱落や対象者が注意深い人物の場合には発見されるリスクがあり、万一発見され警戒されると目的の達成が困難になるばかりか、再調査時の難易度が極めて高くなります。安易な使用は絶対に慎むべきです。

プロの探偵業者による車両尾行とは、対象者の乗る車両をほぼ視認できる距離で、相手に気づかれることなく後をつけ、仮に移動中のどこで車を降り、また人を乗せても証拠撮影を行えるように対処し、対象者が車から徒歩で移動するようなことがあったとしても対応できる（バイクでの調査を実施）状態で調査することをいいます。

## 7. 盗聴発見調査

盗聴とは「他人の会話を気付かれないように聞くこと」です。昔から「壁に耳あり」、「障子に目あり」といわれていました。現代では一般的に「目的を持ち、特定の場所に盗聴器を設置し、特定の周波数などを何らかの機器を使って、普通では聞くことができない音声を、気付かれないように取得する」ことを指します。盗撮も同様です。

ただし、受信機を使用し飛び交っている電波を単に聞く行為は「傍受」となり、盗聴ではありません。

### ①盗聴の種類

最も一般的なものが、「電波式盗聴器」です。その形は、ボックス型（電池使用）、電卓やペンを装ったもの、コンセントや電話機のモジュラージャックに偽装したものまで様々な種類が存在します。また、ワイヤレスマイク、コードレスホンなども無線を使って音声を飛ばすものであり、結果として盗聴器の役割を果たすこともあります。

その他のものとしては、電話回線や電灯線に取り付け有線を通して盗聴する機器、本来は盗聴器ではありませんが携帯電話などにイヤホンマイクなどを付け自動着信させることにより盗聴器として使用する場合などもあります。また、車両などの位置を確認するために電波を発信する機器もあります。

これとは別に、最近では、ADSL や CATV などを利用したブロードバンドが普及していますが、これらの中で「無線 LAN」（現在では 2.4 GHz、最大 11 Mbps、IEEE 802.11b の無線 LAN が主流）も無線を使用している以上、傍受される可能性があります。

無線 LAN のアクセスポイントを探して表示する「Net Stumbler」ではセキュリティー機能が有効か否かをはじめとして重要な情報が開示されています。これらを利用して「インターネット回線を通じて——回線の所有者が加害者とみなされる」掲示板荒らしやハッキング（ネットで接続された他のパソコンの中身や、共有ファイルなどは危険です）、またルーターの設定変更やソフトを利用した IP アドレスなどの解析にも注意が必要です。一般的な対策としては、以下の方法が考えられます。

- (1) ID 番号によるアクセス制限を行う。
- (2) 「WEP」による暗号化機能を利用する。
- (3) 「ESS-ID」に会社名や個人名を使用しない。
- (4) 共有ファイルにパスワードの設定を行う。
- (5) パソコンを使用しないときはアクセスポイントの電源を切る。

- (6) 別規格の無線 LAN（例えば、さらに電波の指向性・直進性の高いもの）などを使用する。

無線 LAN への進入は「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」で禁止されています（1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金）。

無線 LAN 以外にも盗聴発見調査ではありませんが、コンピュータセキュリティーに関しての対策は個人・企業を問わず今後も重要性は高まるでしょう。これに対する防衛策もビジネスとして検討してください。

ここからは、主に一般の電波式盗聴器に関して説明を続けていきます。

## ②盗聴の目的

代表的な例としては次のような理由が考えられます。

- (1) 企業の内部情報を得る  
商談中の取引や新製品情報、開発内容、顧客リスト、雇用問題や人事対策、  
労使間のトラブル
- (2) 金銭のトラブル（個人・法人）
- (3) 素行・身辺調査
- (4) 趣味・愉快犯・ストーカー

### 過去の主な事件

- 1970 年 共産党委員長宅の電話にノイズ混入から発覚
- 1972 年 米国でのウォーターゲート事件
- 1986 年 共産党幹部宅盗聴事件、現職警官による盗聴
- 1988 年 自民党副幹事長事務所の電話配電盤に盗聴器
- 1989 年 静岡県三島市長選に関連する盗聴事件、探偵事務所経営者が逮捕される
- 1991 年 山梨県警が覚せい剤事件の捜査中に盗聴
- 1994 年 組合対策で神奈川県内の病院内、組合幹部宅に盗聴器
- 1994 年 宗教団体に反対する団体幹部宅から盗聴器
- 1996 年 女性タレント宅に盗聴器
- 2003 年 武富士幹部等の依頼によってジャーナリスト宅盗聴事件

これらは大きな事件となったもので、全体のごく一部に過ぎません。実際の盗聴は一般

個人から企業間の競合など、身近なケースが圧倒的に多いのです。

### ③盗聴器発見に関して

盗聴器は簡単に入手できます。また販売することも違法ではありません。ただし、電波法により微弱無線の基準を超える電波の送信には免許が必要です。また盗聴器を仕掛けた本人以外が受信する場合は違法ではありませんが、その傍受した内容や存在を漏らすことは禁じられています。

さらに、盗聴器を仕掛けるために無断で他人の家や敷地内に侵入することや、電気配線や電話配線に手をつけることは刑法の住居侵入罪などに該当します。

また、ストーカー規制法により罰せられる可能性もあります。絶対に盗聴・盗撮行為は行わないでください。

#### (1) ISDN 回線

一般的にデジタル化されているため、盗聴器が仕掛けられても音声は拾われません。しかし室内のアナログ部分に盗聴器が仕掛けられていた場合、盗聴は可能です。

#### (2) 盗聴電波の周波数

大量生産されている盗聴器の周波数は、ほぼ決まっています。現在は他の電子機器からの影響を受けにくくするために UHF 帯のものが主流になっているようです。また周波数を変えることも業者により行われていますので注意が必要です。なお、盗撮のために使用される周波数帯は指向性の高い GHz 帯が一般的です。

#### (3) 盗聴器の取り外し

電話回線に取り付けられた盗聴器を外すには「アナログ第3種工事担当者」という資格が必要です。したがって購入した電話機に盗聴器が取り付けられていた場合、合法的には「電話回線モジュラーを抜き、盗聴器を撤去」する必要があります。さらに、電話回線の保安器に盗聴器が仕掛けられていた場合、勝手に内部に接触し取り外すことは電気通信法に違反します。また、電柱上の端子函にある盗聴器を取り外すこともしないでください。仮にトラブルが発生した場合 NTT から訴えられることもあります。必ず NTT や警察に連絡し取り外してもらうのがよいでしょう。その他では、コンセントの裏に仕掛けられた盗聴器を取り外すにも「第2種電気工事士」以上の資格が必要です。したがって、無資格者が「盗聴器の撤去」を行う場合は有資格者に撤去作業を任せるなど、上記の場所に設置してある盗聴器は自ら撤去しないでください。

#### ④盗聴器の主な周波数と実務

電波式盗聴器の電波は一般に 200 ～ 300 メートル前後は届くといわれています。

具体的には、出力 4 ～ 5mW の弱いもので数十メートル、20mW 程度の一般的なもので数百メートルです。ただし遮蔽物の多い場所ではあまり飛びませんが、高層マンションなどでは数キロメートル飛ぶこともあります。一般的には下記の機器などを使用して盗聴器がどこに設置されているかを探索します

##### (1) 電界強度計

電界の強度を測定する機器でどのぐらいの強さの電界（電波）が出ているかを調べる機械。周波数カウンターと一体となっている機器が有効です。

##### (2) 広帯域受信機

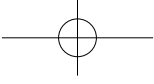
AM/FM・TV 音声、アマチュア無線から盗聴波に使用される VHF/UHF 帯の電波などを受信可能な機器です。通常は主な盗聴波の周波数をメモリーし順次スキャンしていきます。またメモリーした以外の盗聴波として使用されている周波数を探索し盗聴波が出ていないかをも調査します。

盗聴器が仕掛けられている可能性が高いところは、最終的に視認によるチェックを行う。

- ・ 電話機周辺と電話配線
- ・ AC コンセントやその周辺
- ・ プレゼントされた家電製品
- ・ 照明などのスイッチパネル
- ・ マンションなどの集合端子盤（IDF、MDF）
- ・ ポスト
- ・ 延長コンセント
- ・ 屋根裏の照明配線など

プロの主な手口は、次の通りです。

- (1) 市販の周波数から周波数を変更する。
- (2) 無線式ではなく有線式を使用する。
- (3) レーザー式の盗聴器を使用する（一式数千万円のレーザー盗聴器も存在します）。

- 
- (4) 遠隔操作可能な機種を使用する（盗聴器の電源の ON/OFF を微弱無線で行う）。
  - (5) スクランブル式盗聴器という周波数を秒間何回も変えながら、発射する物を使う。盗聴器を実際に設置するには大きなリスクが伴います、したがって一般個人のプライバシーを狙われている場合には電波式がほとんどであると考えてもよいと思われます。

調査業者は絶対に盗聴器の設置は行わないこと。社会の役に立つ盗聴発見調査を行いましょう。次のページに、「調査内容・調査結果」の報告書の書式例を掲載していますので、参考にしてください。

<調査内容・検査結果>

盗聴器発見調査－検査書

調査場所住所

調査終了日時 2011年 月 日 時 分

担当者

印

○調査内容は無線式盗聴器に対応の機器と調査場所、検査周波数です。

広帯域周波数の調査範囲

・NFM（ナローバンドエフエム スキャン 1M～1000M 12.5キロ ステップ）

正常 異常

・WFM（ワイドバンドエフエム スキャン 50MHZ～150MHZ 50キロ ステップ）

正常 異常

○室内及び電話回線・無線式盗聴器の検査結果 正常 異常

電界強度測定 周波数カウンター測定

電話回線上 AC コンセント周辺

保安器 モジュラージャック

電話機 集合端子箱内部（IDF MDF）

照明器具 インターホン

家具の裏側 空調設備

時計 インテリア・装飾品

各種スイッチ 机・テーブルの裏側

電化製品 事務用品・電卓・スタンド

偽装盗聴器調査 ハンドレシーバー探査

○その他

盗撮調査 UHF・VHF

正常 異常

建物内部及び外部調査

正常 異常

○総合判定

正常 異常

盗聴器発見対応の機器で検査し、以上の結果を報告いたします。盗聴調査は、後日の保障はできません。調査終了当日の日時を有効とさせていただきます。

○発見場所

有 無

## <調査の手順>

只今より盗聴器検査を行います。下記の内容に基づきご協力をお願いいたします。

1. こちらの指示通りをお願いいたします
2. 最初は筆談でお願いいたします（ケースによる）
3. 声を出したくない場合はあらかじめお伝えください
4. 日常で気になることや頻繁に使用する部屋を教えてください
5. 室内の照明家具・電化製品のスイッチをすべて「ON」にします
6. 室内から電波が出ているか、電界強度計で室内をすべてチェックします
7. 音源を確保します
8. 電話機を通話状態にします（電話盗聴調査も同時に行います）
9. 広帯域受信機で盗聴器のありうる全周波数帯域を完全調査します
10. 室外（保安器内部 MDF・端子盤 IDF・端子函内部など）を目視及び電界強度計にて調査します
11. この時点で盗聴電波が出ているのを確認できましたら、捕捉調査に入ります
12. 電池切れの盗聴器あるいは有線式盗聴器の目視調査に入ります
13. この時点で室内での盗聴電波が出ていなければ、声を出しても大丈夫です
14. 全項目をチェックし、調査終了となります。気になる場所がありましたらさらに調査いたします
15. 調査終了となります
16. 盗聴防止策、防犯カメラの施工などの質問も併せて受け付けしております

主な盗聴周波数（FM ラジオなどで聞ける簡易盗聴器等）にもご注意ください。

## 主な盗聴電波周波数一覧

### FM 放送波帯

76MHz～88MHz

(ワイドFM、FMラジオでも受信可能)

VHF 帯	(単位 MHz)	赤字はよく使われている周波数 モードはナローFM
134.000		
134.900		
136.600		
139.600		
139.940	Aタイプ	
139.960		
139.970	Cタイプ	
139.980		
140.000	Bタイプ	
140.050		
141.000		
143.850	4タイプ	
143.880	5タイプ	
143.910	1タイプ	
143.940	2タイプ	
143.970	3タイプ	
149.000		
149.450		
149.895		
154.000		
154.585		

UHF 帯	(単位 MHz)	赤字はよく使われている周波数 モードはナローFM	
339.450		399.575	
361.825		399.605	
396.430		399.615	
396.440		399.640	
396.820		399.750	
397.240		399.910	
397.250		399.990	
397.565		400.000	旧Cタイプ
398.010		406.520	Pタイプ
398.030		407.210	Qタイプ
398.050		407.905	Rタイプ
398.110		410.110	S1タイプ
398.215		410.970	S2タイプ
398.310		411.835	S3タイプ
398.460		428.635	Dタイプ
398.605	Aタイプ	444.115	Xタイプ
398.640		444.885	Yタイプ
398.645		445.665	Zタイプ
398.650			
399.025		442.900	

399.030 Cタイプ  
399.250  
399.430  
399.455 Bタイプ

車両追跡用発信器の周波数

(単位 MHz)

モードはナローFM

133.910  
140.350  
140.756  
143.910  
143.970  
146.350  
146.550  
413.040  
779.430

赤ちゃん 監視用モニターの周波数

(単位 MHz)

モードはナローFM (一部ワイドFM)

27.095  
27.144  
27.145  
27.195  
40.650  
40.660  
40.665  
40.670  
40.675  
40.680  
40.685  
40.688  
40.695  
40.700  
40.710  
40.730  
2423.000  
2437.500  
2456.700  
2470.500  
2479.255  
2480.030

## 8. データからの情報の割り出し（データ調査）

データ調査とは、ここでは信用調査や人事調査、所在調査、素行調査などでよく使用される調査です。調査業者により名称はさまざまですが、従来は全体としての調査に付属する調査手法の1つとして行われていたものです。

つまり個人や法人の基本的な情報（氏名・各種の番号ナンバーなど）から目的とする情報（住所・勤務先・借入金など）を取得することを指します。

これらは1990年代の後半より各業者が「個々のパーツ」を1つの調査として宣伝広告を行うようになり、すでに一般化してしまったと考えられます。

しかしここでは、これ以上の記述は省かせていただきます。また、これらの情報を取得する場合には取り扱いが自己責任で行い、問題を起こさないよう注意してください。

### 外部機関による主な調査サポート事例一覧

#### (1) 一般電話関係

- ・番号から設置場所・契約者氏名
- ・住所・設置場所から電話番号
- ・移転先
- ・改番・休止

#### (2) 携帯電話関係

- ・番号から契約者氏名・住所
- ・氏名・住所から携帯電話番号
- ・解約番号から氏名・住所
- ・暗証番号の調査

#### (3) メール関係

- ・メールアドレスから住所・氏名

#### (4) 金融関係

- ・氏名・住所から銀行口座
- ・銀行支店から口座番号・残高
- ・銀行支店・口座番号から氏名・住所
- ・銀行支店・口座番号から残高

- ・銀行支店・口座番号から記帳明細
- ・氏名・生年月日・住所・電話番号から消費者金融残高
- ・氏名・生年月日・住所・電話番号から信販関係

(5) 車両

- ・登録ナンバーから氏名・住所
- ・軽自動車及びバイクのナンバーから氏名・住所

(6) その他

- ・氏名・生年月日から登録住所
- ・氏名から登録住所・生年月日
- ・勤務先・氏名から登録住所・生年月日
- ・氏名・生年月日・住所から勤務先
- ・氏名・生年月日から勤務先
- ・住所・氏名から勤務先・収入
- ・氏名・生年月日から職歴
- ・Gファイル
- ・Sファイル
- ・各種公簿関係書類などの取得

などなど……

## 9. その他の調査

調査の応用は様々です。今までに説明したもの以外に、多くの調査種類があります。また社会の発展に伴い、新しい分野の調査もどんどんと生まれ、行われています。

しかし、どのような調査でも基本が最も大事です。

また代表的な、その他の調査として、ストーカー対策・企業のリスクマネジメント対策・犯罪調査・市場調査・保険調査・筆跡鑑定・DNA鑑定・薬物鑑定・声紋鑑定・指紋鑑定などが行われています。

さらに調査とは異なりますが、調査業者としての視点から防犯機器の販売設置や各種コンサルティング、警備業と並行しての業態なども多数あります。

余談となりますが、当協会では、探偵業者は、警察庁の反社会的勢力情報データベースにアクセスできて然るべきと考えております。これは、依頼者を選別するためであり、対象者を保護するためでもあります。また、同様に指紋のデータベースにもアクセスできて然るべきと考えております。これは、怪文書などの事件が実際には事件化するケースがほとんどないためであり、民間にも社会公共の共有財産を、その価値を含んだ情報を厳格な管理と条件の下に開放するべきだと考えております。

その他、住民票についても、職務上の請求が厳格なシステムと管理の下に探偵に許されて然るべきと考えております。法令が変わり、個人情報保護が声高に叫ばれた結果として、オレオレ詐欺などの詐欺犯罪が蔓延してしまった事実は記憶に新しいことと思います。今、新たに探偵の新時代を迎えようとしているのであります。

## 10. 調査の受付（契約）と結果報告

受付（契約）の方法や調査結果の報告は、電話やメールで行う方法と直接面談して行う方法があります。ここでは契約や報告時の主な注意点を説明します。

### ①探偵調査の契約

一般的に調査の契約は、調査という事務を委託する契約「委任」に類する「準委任契約」であるといわれています。契約はお互いの口頭による合意で成立しますが、後日のトラブルを防止するために、可能な限り契約書を交わしておく必要があります。

なお2007年6月の探偵業法の施行以降は、探偵業務とは「他人の依頼を受けて、特定人の所在又は行動についての情報であって当該依頼に係るものを収集することを目的として面接による聞き取り、尾行、張り込みその他これらに類する方法により実地の調査を行い、その調査の結果を当該依頼者に報告する業務」の契約を結ぶ場合には、法令に準拠した契約書の作成と重要事項説明書の交付、依頼者から調査利用目的確認書にサインしていただくという3点が必要となっています。

ただし、従来の探偵興信所業務のなかで探偵業務に該当しない調査（実地の調査を伴わない調査など）については、従来どおりで構いませんが、調査利用目的確認書はいただいております。

契約書には形式などは特にありませんが、最低必要な事項として次の事柄があります。

- ・当事者の氏名・住所・連絡先・署名・印・サイン
- ・調査対象者の氏名・住所など
- ・調査項目・調査手段・方法
- ・調査期間・報告予定日・調査料金・決済方法

#### (1) 未成年者との契約など

未成年者との契約も一応は有効です。しかし後で撤回（解約）されても一切文句を言えませんので、あらかじめ保護者の同意を得ておくか、契約後に、追認してもらう必要があります。また、調査の契約は、訪問販売法の「指定役務」に当たりませんから、クーリングオフの適用はありません。

#### (2) 契約後の解約

契約の解約は、原則として契約者のどちらからでも、いつでも申し出ることができ

ます。依頼者から一方的に解約の申し出をされた場合には、それまでに要した費用や別途、調査の成功時に成功報酬の支払いを約束していた場合などには、それまでに行った調査の割合に応じた報償金の問題などが発生します。あらかじめ契約時に解約時の取り決めを行うべきです。

### (3) 公序良俗に反する契約は無効、探偵業者に課されている義務

法令違反の内容や社会の公共性に反することなどを目的とした契約は無効です。結果が出なくとも、業者に支払った料金は、民法 798 条（不法原因給付）に当たり料金の返還請求ができない可能性もありうるのです。顧客より不法行為の実施を求められた場合には、たしなめて、諭し、顧客が必ずよい方向へ向かうように説得しましょう。それこそが、探偵の責務なのです。

委任若しくは準委任契約において、受任者（探偵業者）は、委任の本旨に従い「善良なる管理者の注意義務」と付随的義務としての「報告義務」を負っているのです。

つまり、探偵業者は、尾行調査や証拠撮影などにおいて業者側の責任（探偵業者として、通常一般に要求される注意義務）を怠り、または努力せずに「失敗」したような場合には、報酬を請求できないのです。

ただし、受任者（探偵業者）の責に帰すべからざる事由で、調査の継続が不可能になった場合は、すでに履行した割合に応じて報酬を請求することができます（民法 648 条）。また報告義務によって「調査を行っている状況」を必要に応じて依頼者に報告しなければならず、調査終了後には遅滞なく結果の報告をしなければならない義務を負っています。

## ②調査結果の報告

面談して報告書と引き換えに、調査料金の残金をいただくのが一般的です。調査業者としては報告が終わらない限り調査が終了したと思わないでください。

### (1) 報告の原則

- ・客観的に記述し、主観を入れない
- ・虚偽の報告はしない、真実のみ報告する
- ・5Wの原則（いつ・どこで・誰が・何を・なぜ）を考え、具体的な事実を簡潔に報告する
- ・意見や感想を記載したい場合は、本文とは別に所見などとして記載する
- ・対象者の名誉や人権を侵害（名誉毀損）しないように記述表現及び内容に配慮する

(2) 誤った報告をした場合

- ・ 誤りに気付いた時点で、速やかに訂正し、損害の発生や拡大を防ぐ必要がある
- ・ 誤った内容の報告をしたことで依頼者に損害が発生した場合、損害賠償責任を負う可能性がある

(3) 依頼者が調査内容を漏洩したことによって、調査業者が損害を被った場合は依頼者に損害賠償の問題が発生することもあります。

(4) 調査の所見を付記した報告書を依頼者に渡す場合は、所見はあくまでも私見であることを依頼者に説明する必要があります。

## 11. 開業に関して

あなたは調査員（以下、探偵と記す）に対して、また調査業者（以下、探偵社と記す）に対しどのようなイメージを持っていますか？

「ドラマ」や「映画」「小説」などで描かれている探偵や、国家権力を背景とした「警察官」「諜報員・スパイ」とも実際大きく異なります。現実の探偵とは、一言でいえば「知的職業」であり「最高レベルのサービス業」です。そして調査技術に関しては「職人」「芸術家」などに通じる職業意識やコンサルティングを行うために必要な幅広い知識と状況に応じた素早い判断力、強い忍耐力、高い倫理性を同時に要求されます。そして他の職業と同じように「広告・宣伝」「営業活動」を行い「契約」を結び、「商品（情報）」を提供するビジネスの1つであり、その意味において決して特殊な職業ではありません。「信用」を第一とし「商品の品質と付加価値」を求められる点でも、なんら他の職業と変わりがありません。ここでは、開業に当たって最低限必要な事柄を解説していきます。

### ① 経営者として

経営者として1つの組織（会社など）を運営するに当たって、最も必要なことは「心配り」だといってもよいでしょう。「相談者の心理を理解する心配り」「従業員に対する心配り」「経営状態に対する心配り」など経営者は常に心配りを必要とされています。ここでは調査と従業員に対する心配りを中心に説明します。

#### (1) 調査に対して

調査の依頼を受けて、ただ定型的・平面的に調査を行っていたのではサービス業としては失格です。調査の現場では常に依頼者がどのような情報を必要としているか、依頼者の目的は何かを理解し、それに基づいた調査を行い記録し報告を行う必要があります。例えば、素行調査においても、張り込んで尾行したことを事務的・平面的に報告書に記載するだけでなく、対象者の自宅や周辺の様子、家人の出入りの状況や生活などを記録し可能な範囲で撮影などを行い、依頼者にその状況をわかりやすく提供することで、あたかも依頼者自身が調査の現場に居たかのように報告ができなければなりません。そうすることで「あの探偵はよい」「よい仕事をする」という信用と、さらなるビジネスチャンスが自然と広がっていくことになります。

#### (2) 従業員に対して

1つの事業を行うには「スーパーマン」でない限り、経営者がすべての業務を行う

ことは事実上不可能でしょう。事業を回していくには信頼のできる従業員が必要となります。そのためには従業員に対する教育とお互いの信頼関係が必要となります。以下のことは徹底してください。

- ・ 企業モラルの向上に努める
- ・ 倫理の徹底と依頼者と、その調査内容に関しての秘密の厳守を徹底する
- ・ 従業員に対して将来の夢と希望を持てるような「事業のビジョン」を持つ
- ・ 業務に関しての前向きな意見を提案できる「社風」を作り、「独裁者」にならない。異なる視点からの前向きな意見は「宝」である
- ・ それぞれの業務の全体からの位置づけを理解させ、業務に対しての責任を持たせる

## ②事務所の設置場所

商圈の設定は、事務所の人員や宣伝に対する資金力の違いで変化があります。

まず、各出版社から発行されている「都市データ」に関する書物と都道府県別の地図を用意します。それらを参考にしながら人口とその増減・世帯数・小売吸引人口・高額納税者数・銀行預金残高などの主要指数を検討します。都市銀行や証券会社の場合などは、支店を出店するに当たって、独自の情報を加味して商圈（営業エリアなど）を検討し決定している場合がほとんどです。これらを参考にすることも方法の1つでしょう（同業者の設置状況の把握も大切です）。このとき、それぞれの地域の状況や営業力、資金力などで異なりますが人口で10～30万人、世帯数で5～15万世帯を対象とした地域を地域密着型の自らの商圈として選定の候補とすればよいでしょう。

事務所は風紀の悪い場所は極力避け、相談者にも馴染みがあり、説明しやすい目標物（郵便局・銀行・スーパーなど）が近くにあった方がよいと思われます。

また、当然に駅から近い方がよく、狭くとも確実に個室となれる空間が必要です。

## ③電話対応

電話対応は「接客」であり、「契約」への第一段階であるということです。この電話での対応により広告に費やした努力が報われるか否かが決まります。それだけに真剣に対応してください。

電話だけで契約に結びつく場合もありますが、まず面談による相談・見積もりの予約をすることを目的としてください。ここで注意していただきたいこととして、相談の内容（法令違反や公序良俗に反する恐れがある場合など）によっては断る勇気が必要です。

電話での営業活動やセールスは多くの業種で行われています。当然、電話での対応は業種

によって、また営業担当者により様々です。電話セールスのマニュアル書を熟読し細かいテクニックを暗記することも大切でしょうが、現実の問い合わせは様々であり、よく似ていると思われる案件も相談者の背景や感情などは異なり、1つとして同じ案件はないと考えた方がよいでしょう。

ここでは小手先のマニュアル的なテクニックを磨くのではなく、電話による対応で、最も大切なことを述べます。

(1) テレビ電話だと思ってください。

電話で対応している姿は、相手に見えていると思ってください。直接相手の方と相対して話をするときにはどうしていますか？ 電話を終わるときには受話器の先にいる相談をされた方に対して、自然に「ありがとうございました」と頭を下げるくらいの気持ちを常に持ってください。

(2) 心の余裕が必要です。

探偵業はビジネスです。「慈善事業」ではありません。しかし、対応する担当者の、押しつけがましくない「心の余裕」が必要です。初めて探偵事務所に電話をされた方は、探偵業という同業者ばかりがテナントに入っている百貨店で「ウインドウショッピング」をしているものとお考えください。逆の立場になったつもりで、あなたが店に入って何を買おうかと「商品」を手に取り見ているとき、あなたはその店で何を感じますか。店員の態度で何を思いますか。他の店のよい対応を「真似る」ことは大事でしょう。しかし、あなたは、あなた自身の事務所の信用とブランドを作る必要があります。自分が嫌だと感じることは相手の方にも感じさせないでください。

(3) まずは「聞き役」から。

営業職のタイプには「立て板に水」のようによく喋り説得するタイプと、それとは反対のタイプの方がいます。実際にはどちらがよいのかはそれだけでは区別できません。ただ、共通することは「誠実に聞く」ということです。相談者の話をよく聞き、その話の中で「わからない点」「調査の組み立て」「見積もりなどに必要な事柄」は、失礼にならない範囲で必ず上手に尋ねてください。

(4) 専門知識のスパイスを少しだけ。

どの業種の営業でも同じですが、専門知識がなければ「ただのよい人」で終わってしまいます。その専門知識は実際の現場からのノウハウ的なものがよいでしょう。

「調査は会議室で行っているのではない。実際の現場で行っているのだ」ということです。できるならば、相談の内容を自分の土俵の上で話すことです。

#### ④面談（相談・見積もり）

面談（相談者と直接会って、相談から契約に結びつける）は電話やメールなどで相談をされた方の信頼を得てから行うものです。もちろん、電話やメールのやり取りだけで契約につながる場合もあります。

つまり、相談者との最初の出会いが最も大切なことなのです。どのような職種でも、特にサービス業はお客様の元へ、アポイントを取り「見積もり」をするために足を運んだ時点で契約が成立するケースが多いのが実情です。面談まで進み、仮に契約が成立しなかったとしても、その失敗を反省し、糧として、次の営業につなげてください。決して失敗を恐れず、また他人のせいにはしないでください。相談者も人間です。細かいマニュアルを気にして自分のいいところを相手に伝えられないとすれば、反省も進歩もありません。

待ち合わせ場所は事務所、喫茶店、相談者の自宅や会社などがあります。そのとき風紀の悪いところは絶対に避けてください。お互いに気持ちよく話ができる場所を、前もって探しておくことが大切な準備の1つです。

また、服装や持ち物も相手に対して失礼のないものであれば十分です。清潔かつその場所に適した服装であれば、特に差し障りはありません。むしろ話をしていく過程でお互いの性格は自ずとわかります。誠実さとプロであるということを、さりげなく相手に印象付けることが一番です。

面談の場所と日時が決まったら、お互いの目印を確認しておいてください。現地では、基本的に、こちらから声をかけます。さらに、しつこく電話をかけることもなく、待ち合わせ場所でピタリと相談者に直接声をかけられたならば、成約にグッと近づいたも同然です。また、携帯電話の番号を聞いておくことも忘れてはなりません。持参するものも一般のビジネスで必要とされるものはすべて持参しましょう（名刺・契約書・重要事項説明書・領収書・料金表・営業案内・請求書・手帳・印鑑・封筒・切手など）。

#### ⑤契約に関して

契約が成立したからといって安心してはいけません。あなたは契約により調査という仕事を依頼者から委任されたのです。調査という契約は、民法上の準委任行為（第643条・第656条）に該当します。当然「受任者の注意義務、受任者は委任の本旨に従い善良なる管理者の注意を以って委任事務を処理する義務を負う」（第644条）ことはもちろん、他

の法令の規定による義務が契約当事者間で相互に発生します。ここでは契約に際して行わなければならないことを中心に説明します。

(1) 調査方法と調査期間の説明

依頼者の目的を達成するための調査の手段・方法について打ち合わせを行います。そのときに調査活動に必要な事柄（対象者の氏名・年齢・住所・職業・特徴・生活パターン等）を依頼者から差し障りのない範囲で提供を求めることが必要です。その席では依頼者自身が提供したくないプライバシーに関わる情報などは、無理に聞き出さないでください。これらのことは、依頼者との信頼関係がさらに深まれば、自然と話をしてくれることが多いのです。その上で調査の開始時間と場所、必要な期間の見積もり、必要な人員や資料、機材に関する説明を「自信を持って」行いましょう。

(2) 料金の説明

調査の方法などに関する説明を行う過程で、料金の提示を行ってください。これが見積もりです。その見積もりでは追加料金や延長料金の有無、成功時の報奨金の有無、経費の範囲などについて依頼者に納得していただくことが必要です。

(3) 報告の予定日を決めておく

調査が終了しても報告書を作成し、依頼者に報告しなければ仕事は終わりません。依頼者の希望もありますが、通常は調査終了後、1週間以内に報告できるようにしてください。また調査途中の報告は、追加料金が発生する場合や予定外のアクシデントが発生し、調査の継続が困難になった場合などを除いては、あまり詳細な報告は差し控えた方がよい場合があります。

調査の継続に差し障りが出ないと100%判断される場合に限り、経過報告を実施してもよいでしょう。無用なストレスを依頼人に与えても何もよいことはありません。

(4) 依頼者との連絡方法について相互の意思を統一する

電話、メール、携帯メールなどの連絡を取りやすい時間帯を事前に相互確認、把握しておきましょう。

(5) 想定外のアクシデントが発生した場合の対応など

予想されるアクシデントに関しても、事前に入念な打ち合わせを実施しておきましょう。

## (6) 契約の締結

契約は契約書を交わさずとも当事者間の意思表示で成立します。しかし、後日に契約上のトラブルを起こさないためにも契約書は必ず交わしてください。お互いの誤解を避けるためには必要な手続きです。

次に契約に際して、してはいけないことや中止しなければならない事柄を中心に説明していきます。

1. 違法な目的や手段による調査は絶対に受けない。公序良俗に反することも同様
2. 強引な契約の締結や、相手の弱みに付け込むなどの行為、言動をしてはならない
3. 調査が可能（可能性が高い）と判断できること以外は無理に受件しない
4. 調査の目的となる調査結果の保証は行わない（断定的な物言いはしない）

## ⑥報告

契約が成立し、調査が終了してもあなたの仕事は終わりではありません。依頼者へ報告をしなければなりません。また報告が終わってもあなたの探偵業者としての仕事は残っています。

- (1) 報告書は正確を第一とし、虚偽の報告は絶対に行わない。
- (2) 報告書は事実に基づき記載し、自らの主観を基にした記載を行わない。
- (3) 報告時の残金の清算・請求に関しても自らの良心に基づき適正価格を請求する。  
各種領収書のコピーは必ず明示すること。
- (4) 報告に関しては調査で得られた情報の「付加価値」を高めることに尽力する。
- (5) 報告後のアフターフォローに関しての相談、これからのことに対する相談も行う。
- (6) 調査・報告などがすべて終了しても、依頼者との信頼関係の継続を第一とする。

## 12. 広告に関して

広告とは様々な媒体を利用し、一般大衆に名前やサービス内容を印象付けることです。

### ① 広告の原則

一般に、すでに有名企業としての存在や商品のブランドが確立しているものを除けば、知名度の劣る組織や会社の広告戦略には次の原則が当てはまります。

#### < 広告において「サブリミナル効果」を利用する >

##### (1) 一点豪華主義の広告は絶対に避ける

1つの広告に100%の力をかけず、同時に複数の広告を行う。このことは1つの広告に対するリスクを軽減するという効果も得られます。

##### (2) 同じ経費をかけるなら「質」より「量」

多くの人に見てもらう機会をより多く得るということです。質は量の中から自然と得られます。極端に言えば、上質なチラシ10枚を配るのと、普通のチラシ1000枚を配るのとでは、どちらが大きい効果を得られるかは明白です。

##### (3) 継続・反復して広告を行う「継続は力」

1度で反応があまり見られないのは当然です。1度で反応がある場合はよほどラッキーだったと考えるべきです。広告を見る人の立場になって考えれば「信用と必要性の問題」があります。会社や店舗が直接見える場合を除くと、その会社がどのようなものかわかりません。そのために、一定の地域への広告を継続することで信用を高めていく必要があります。また、信用が生まれたとしても必要性が生じなければ、すぐに反応はありません。依頼者側の相談しようとするタイミングの問題もあります。

##### (4) 相乗効果を狙う

潜在的依頼者は複数の情報を検討し最終意思を決定します。よほど権威や信用のある情報、例えば信頼している人物の紹介など他に比較することのない場合を除くと、一般に人は他に比較する手段を用いて「必ず複数の情報」を検討します。重層的な広告が大切です。

## ②広告の手段

広告の手段には、ホームページの作成、チラシの作成、電話帳への掲載、ポスターの作成、市区町村の広報紙、電柱広告、消火栓標識、屋外看板広告、車両広告、バス広告、新聞三行広告、雑誌広告、タクシー広告、刊行物の発行、テレビ出演、コマーシャル、事務所自体のガラスや看板、その他、名入れグッズ・ポケットティッシュ・うちわ・ボールペン・タオルなどがあります。

新たに広告を考えると、何を利用して広告すればよいのか迷う場合が多いのが実情です。その場合には、原則から考え、支出できる金額が決まっているならば、その予算枠内でできるだけ「多くの媒体」を利用することが効果的と思われます。

## ③広告の種類を選ぶときのポイントと注意点

- (1) 同業の先人の成功を真似する
- (2) 新しい媒体を開発する

新しい効果のある媒体を考えることは非常に困難です。しかし、人の成功の真似をし、それを修正した上でより高く効果的に利用することは簡単です。

以下では、いくつかの広告に関して、具体的に検討していきましょう。

### タウンページ

#### (1) 特徴

1. ほとんどの家庭・事務所に配布され、保存される確率が高い
2. 配布エリア別の広告である
3. 他社との比較ができる

#### (2) 効果

タウンページだけの効果は期待しない。しかし、他の広告媒体との並行利用を考えるなら必要な媒体でしょう。具体的には、紙面に1ページ広告を出すだけの資金がある場合（都内全域15冊3000万円程度）も含め、他の雑誌や新聞、チラシなどと併用することで、より大きな効果を得ることが可能となります。つまり、他の広告媒体を主として考え、雑誌やチラシを見た人がタウンページを見た場合に「確かにタウンページにも広告が出ているな」と考え、信用性を高める判断の1つにしていただければ十分と考えるべきなのです。その場合は、「小さな枠の広告」で十分です。逆に多額の

広告費を使用する業者に対して、「信頼が置ける」との評価と同時に、調査料金が高額なのでは？との一般消費者の警戒感もありますので、初めは、小さな広告からの方が信用を得る場合が多くあります。

### ホームページ・インターネット（これは必ずやってください）

#### (1) 特徴

1. 維持費用が比較的少額で済む
2. パソコンやインターネット利用が急速に普及拡大している
3. タウンページに代わる媒体となる（ネットのタウンページ版「iタウンページ」もある）
4. 全国の市場を相手にすることができる

#### (2) 効果

1. 他の広告で補えない点をカバーできる
2. 雑誌、新聞、チラシなどによりカバーしきれない人をカバーすることができる
3. 広告エリアだけでなく、宣伝内容も必要と思われる事柄を充分記載できる
4. メールを利用することで問い合わせに対応し、また積極的に広告することも可能

### 看板・ポスター・電柱広告・消火栓標識・交通広告

#### (1) 特徴

1. 比較的「維持・宣伝費」が高額
2. 宣伝エリアが限られる
3. イメージを印象付けるのに役立つ
4. 細かい内容を記載しにくい
5. タクシーの後部座席に「据え置きするタイプ」以外は興味ある人が、チラシのように持ち帰ったりすることが非常に困難である

これらの屋外広告は、他の媒体により事務所名の浸透を図った後に、資金の余裕があるならばそのときに考えればよいと思われます。また、必要性の問題もあります。例えば、「なんとか探偵事務所」とは記憶しても「名前と住所、電話番号」を正確に記憶するのでしょうか？（携帯等にメモしてくれることを狙いとするか、広告自体を大量に使用するならば、話は別ですが）。ただ、この広告の手法は注意しないと、同業他社のために宣伝をすることになりかねない点があります（笑）。「探偵という手段があった！」程度にしか認識され

ず、自宅へ帰ってからポストに入っていたチラシを見て電話をするケースなどが多く聞かれます。慎重にコストパフォーマンスを検討する必要があるでしょう。

### 自社の事務所に看板を出す

事務所を借りる場合には、その場所自体を宣伝できるのか？を重要なポイントに据えるのも、1つの方法です。ビルの看板やガラスにカッティングシートを貼れる物件か？は事前に確認すべき事項だと思います。

### チラシ

#### (1) 特徴

1. 広告エリアが物理的に限られる（地域は比較的自由に選択できる）
2. 保存される可能性が高い
3. 継続・反復するための配布が大変である
4. チラシだけで経営が成り立つ可能性がある
5. 製作に対しての自由度が高い
6. 見てもらうのを待つのではなく、見せることができる

#### (2) 効果

継続的に配布を行うなら非常に有効な広告手段の1つである。異業種も含めて多くの事業所が利用している。定番の広告です。チラシ配布の方法や戦略に関しては非常に重要なノウハウとなりますので、後で説明をいたします。

### 新聞・スポーツ紙・雑誌への広告

#### (1) 特徴

1. すべての人が購入しているわけではない
2. 購入している対象となる購読者層をある程度絞ることができる
3. 購読している人が必ず目を通し記憶に留めるわけではない
4. 媒体によっては料金が高額となる

#### (2) 効果

他の媒体と併用して、継続的に掲載する必要がある。以下、注意が必要な点です。  
媒体の「どの場所」に掲載されているのか、を購読者に記憶してもらうまで効果はあまり期待できない。理由は、購読した人に必要性がなければ意味がなく、必要が生じたとき

に「たしか、あの場所に」と思ってもらえるようになったときに「より多くの効果」が発生するものです。したがって何回か掲載してから反応が悪いから止めるということでは、当初からの努力と資金が無駄になる可能性が大きいと考えられます。ただ、すでに同じような広告が掲載されている「同業のスペースなど」があらかじめ定められているもの（タブロイド紙やスポーツ新聞などの三行広告や雑誌広告）に関しては、比較的反応は（質を考慮しなければ）早いようです。なお一般の新聞広告によく利用されるのは「個別の商品広告」「求人広告」「雑誌の新刊案内」などが主流となっています。これらは、莫大な資金が必要ですので、あまり検討されない方が無難です。

社名だけの広告に近い宣伝では、「地域性のない看板広告」と同じで、他の媒体との併用が条件となります。小さな広告を見るために書物自体を保存する可能性は、極めて低いというのが現実です。

## フリーペーパー・市区町村、自治体の広報紙

### (1) 特徴

1. 配布エリアが限られている
2. 購読層が比較的絞られている（若い女性・OL・主婦など）
3. チラシと違い配布は業者が行ってくれる
4. 媒体によっては比較的読まれているものもある
5. 比較的、安価にて信用を勝ち得られる場合がある

### (2) 効果

各種広告の補完・補強としての利用が可能である。利用のされ方は雑誌・新聞とそれ程変わらないと考えられます。紙面によっては、企業信頼感の向上につながります。

## ④一般的な各種広告の利用の手段

- (1) ある程度のエリアを決めてチラシの配布を継続的に行う。
- (2) チラシの補完・補強として何種類かのフリーペーパーを利用する。
- (3) チラシはフリーペーパーより若干広い範囲をカバーするために、自社の事務所地域をカバーするタウンページ掲載エリアに配布する。
- (4) 首都圏などある程度広範囲なエリアをカバーするために、タブロイド新聞などの三行広告を利用する。
- (5) 全国をカバーするためと他の媒体で主張できない事柄を宣伝するために、インターネット（ホームページ・一括見積もりサイト）を利用する。これは必須項目。

広告は事業所の所在地に近い位置ほど、各所の広告による網の目に何重にも覆われている状態を複合的に構築する必要があると思われます。1つだけの広告手段に過大な期待やコストをかけることは大きなリスクが伴います。

また、社風や得意分野を作り上げてからでなければ戦略も立てられませんので、これ以上の詳細な説明は、現段階では省かせていただきます。

## ⑤チラシの作製、デザインに関して

各種広告を考えると、最も基本となるのが「チラシ」の作成です。ホームページやタウンページ・新聞・雑誌などとの違いは「スペース」と「目的」の違いです。チラシを見る場合、多く人はポストからチラシを取り出し、自室まで持ち帰るチラシを選びます。このとき、他のチラシと同じですが、長くて「数秒」しか見ません。場合によっては人前で捨てられることもあります。しかし、他の広告媒体と比較しても非常に有効な媒体であることには変わりありません。

したがってこの数秒間でどのように印象付け「持ち帰りしていただけるか」が勝負となります（サイズはA5判くらいからがベストです）。

### (1) 黄金分割の活用

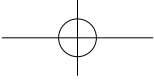
デザインに黄金分割を活用する。「1:1.618」の比率、正五角形がヒントとなります。ピラミッドからミケランジェロ、レオナルド・ダ・ヴィンチなども利用し、現在でも写真や絵画等の芸術に取り入れられています。身近なところでは名刺・クレジットカードなどの比率にも取り入れられており、証券の相場変動を予測するテクニカル手法の1つとしてエリオット波動理論やフィボナッチ数列などにも応用や参考にされてきた考え方の1つです。チラシで考えれば、具体的な図柄の構成や明暗の配分などに利用します。

### (2) Zの法則

人の習性を「法則」と呼び利用しているだけのことです。わかりやすく説明すると、本などを速く読むときに動かす「視線の動き」を指します。この視線の動きを利用し、アピールしたい事柄をZ型に配置します。よくスーパーのチラシなどでも利用されており、チラシを作る場合の常識となっています。

### (3) 信号の法則

人が最も注意を引く色、「目立つ色」は何かということです。それはズバリ「赤・青・黄」を有効に利用することです。特に赤と黄です。実例としては、100円パーキングの会社が



看板にこの色彩を利用したデザインに変更し、急激に売り上げを伸ばしたことは有名な話です。

\*これらのことを利用し真面目に作成すれば、現場での営業感覚に疎い「デザイナー」は特別必要ありません。むしろ自らの手で「見る人にとっての心理」を考えて作製するか、「デザイナー」に細かく指示をする洋画効果的なチラシが作製される場合が多いと思われます。保存を目的として女性受けを狙う（美しさを出す、動物などのキャラクターを使う）ことはあまり考えなくてもよいと思われます。チラシは美術品ではありません。むしろ調査会社のチラシを本当に保存するための「機能性」「利便性」を考えた方が効果的です。

\*特定の客層を対象とし、好まれることを狙うのではなく、チラシを手にとったときの「第一印象で万人に嫌われないチラシ」を作製するように検討してください。

## 13. マル秘調査テクニックの紹介

### ①法務局

[http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu\\_index.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu_index.html)

全国の法務局では、土地や建物の所有者情報（住所・氏名）や担保の有無（借金）などの調査が可能です。

さらには、商業登記簿謄本（役員の氏名や代表者の住所・氏名など）を取得することも可能です。また、法務局へ直接赴き、利害関係人である（または、その代理人）証明ができれば、法務局に提出されたすべての資料（印鑑証明書の原本など）の閲覧が可能な場合があります。

原則公開情報であり、誰でも取得可能ですので、ぜひ何度も足を運び、手続きをマスターしてください。

最近ではインターネットから自由に全国の情報を取得できます。

### ②インターネット登記情報提供サービス

<http://www1.touki.or.jp/>

登記の世界では、「住所」という場所の特定方法を利用しておらず、「地番」という呼称にて場所を特定しています。ですので、利用の場合には、管轄の法務局へ電話をして、住所から、その場所に対照する地番（土地）や家屋番号（建物）の聞き込み照会が必要なのです。

不動産登記簿（土地、建物）については、管轄の法務局へ必ず電話をしてから取得しましょう。一棟建て（賃貸）の場合には取得しても、所有不動産会社などの情報しか得られないケースもありますので、注意が必要です。

商業登記簿謄本について、インターネットで取得する場合には、市区町村と社名で、会社、法人の検索が可能です。注意する点としては仮に ABC 株式会社の商業登記簿謄本を取得したい場合に ABC だけで検索するのではなく、「エービーシー」や「A・B・C」「エー・BC」や「アブシー」など中黒、カタカナを交えたり、加えた手法をもって検索するとよいでしょう。詐欺まがいの悪徳会社に限って、取得しづらい呼称の社名にしているケースが多々散見されるから注意が必要です。また、代表者の氏名につきましては、法務局に提出してある氏名が必ずしも登記簿謄本にそのまま載るとは限りません。

仮に戸塚敦士という氏名が代表取締役として登記簿謄本に載っていたとしても、その人

物の氏名は「戸塚士敦」という本名である可能性があるのです。これは、登記の際に提出した印鑑証明書とは別に OCR シートでも提出する必要があるのですが、その OCR シートにワザと名前の一部を間違えて申請する輩がいるためです。法務局の審査官もあまり細かいところまで確認しないケースがありますので、目の前にある、公的書類が100%真実とは限りませんので、常に常識に囚われず、柔軟な姿勢と頭で調査を心がける必要があります。

また、地方都市などで町役場にまだ本格的なパソコンが導入されておらず、電算化が進んでいない地域については、インターネット登記情報提供サービスで取得できない登記簿謄本も存在します。この場合には各法務局へ確認の上直接赴くか、郵便局の定額小為替と返信用封筒を入れて、申請書式に則り、書類を提出することによって、郵送による請求も可能です。

### ③ 1000 分の 1 の住宅地図

法務局には、その地域の 1000 分の 1 の住宅地図が備え付けてあります。

当然無償で閲覧可能ですし、大規模マンションなどでは、そのマンションに入居している者の氏名一覧が確認できる場合があります。

これは、国土地理院の嘱託を受けた社員や外注によって、毎年度その住居に居住している者が誰か？を調査している関係から、所有者ではなく、居住者の情報が得られるものですので、貴重な資料なのです。

また、ゼンリン住宅地図サービス (<http://www.nifty.com/zenrin/>) では、一戸建ての場合には、その居住者名などの記載がありますので、簡易な信用調査の場合には非常に有効な調査手法です。

### ④ 電話帳

なにを隠そう電話帳の歴史は、明治 23 年 (1890 年) からであり、日本の探偵業と同様に今から 120 年以上前から存在するのです。現代においては、パソコンの普及により PC ソフトにてそのデータベースの販売もされております。

株式会社システム・ビット社製「ら〜くらく電話帳」

<http://www.systembit.co.jp/>

日本ソフト販売株式会社「電子電話帳」

<http://www.nipponsoft.co.jp/>

上記などが販売されております。これら PC ソフトの利点は、電話番号のみから（法人・個人の）住所や氏名の逆引き検索ができることと、（毎年度あえてソフト更新をせずに購入していれば）過去 20 年～ 30 年前の情報を引き出せることとなります。③の住宅地図と併せた調査を実施すれば、対象者宅周辺住民の電話帳一覧の作成が可能となるなど、自然に聞き込み調査の幅も広がるのです。

また、地域を絞っての同名字者リストを作成したり、名簿の作成などなど使い方は無限に広がります。古い電話帳であれば、同住所が調査対象者の本籍地であったりするケースもありますので、所在調査の端緒となるケースも多々あります。

## ⑤ 図書館の利用

国立国会図書館（<http://www.ndl.go.jp/>）では、③や④にある過去の住宅地図や電話帳が有史以来保存されています。地方都市の図書館でもあらゆる文献が眠っています。図書館で本気で文献検索を実施していると一生かかっても終わらないくらいです。

目的を遂げるための資料の検索手法などは、よくホームページを読んで、現地職員に丁寧に聞いてください。通常は貸し出しの他、郵送サービスや複写も可能ですので、利用方法をマスターすれば一流調査員に一步足を踏み入れたこととなります。

世の中には、「姓氏家系大辞典」などレアで特殊な文献が多数存在しますので、調査報告書に深みを加えたい場合などには特にお勧めです。また、探偵が出版している書籍はすべて読破されることをお勧めいたします。その他、「マスコミ電話帳」「高額納税者名簿」など、書籍から得られる情報は多数あります。

## ⑥ 名簿販売業者より得られる情報

有限会社イアラ

<http://www.era-jp.com/>

株式会社日本コマーシャル

<http://www.japancm.com/>

株式会社中央ビジネスサービス

<http://bsc-8.com/>

株式会社フリービジネス

<http://www.fbss.co.jp/>

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）の成立以来、半分地下に潜ってしまったかのように思われる名簿販売業者ではありますが、社名を変えたり多少の離合集散を経つつも、現在でもしっかりと営業している会社が多数あります。

国立国会図書館には、納本制度といって、法律により日本国で出版された書籍はすべて納められることとなっていますが、特段の罰則もなく、また特に名簿関係については、その集団の利益を鑑みて納本しないケースが近年増え続けています。

しかしながら、過去の卒業名簿、職員名簿、適齢名簿などはこまめに足を運び、徹底した調査を実施すれば必ずといってよい程どこかにあるものです。また、名簿業者さんの協力を得られれば、携帯電話番号のみから住所が判明したりするケースもあるのです。人口の数倍の情報を持っておりますので、凄い威力です。

## ⑦政府の発行する新聞「官報」からわかること

官報情報検索サービス

<https://search.npb.go.jp/>

これもインターネットで簡単に検索できるサービスが充実しております。

氏名をフルネームで入れることにより、破産者履歴の確認や国家試験合格者、勲章の受章者、パスポートの紛失履歴、日本人への帰化（元外国人の方）履歴、外国人登録証の紛失履歴、裁判所関連、成立・施行された法律、会社の決算公告などの情報が得られます。戦後からの情報が得られるものですが、同姓同名の人物が多数ヒットする可能性もありますので、期間を区切り、本当に対象人物の情報であるのか？の裏取りは必ず実施してから依頼者に報告するようにしてください。

## ⑧ TAS-MAP（不動産評価、査定 web サイト）

これは、不動産業者が参加、加盟する情報サービスですが、大変興味深い機能が実装されています。各種地価マップ機能の検索画面にて、大体の地域と氏名（名字のみでも可能）で住所の一覧を表示させる機能があるのです。つまり電話帳に登録がない人物であっても、極論すると、全国の同姓同名の人物をリストアップすることが可能なのです。住宅地図情報を基礎としていますので、相当使えるサイトだといえるでしょう。

## ⑨ G-Search（ビジネスデータベースサービス）

<http://db.g-search.or.jp/>

これは、信用調査総合サイトです。ハッキリいって、凄いの一言です。

数十年前の 50 紙以上の新聞記事でも難なく、簡単操作で即判明します。

氏名を入れて、検索ボタンを押すだけです。過去に 1 度でも新聞に載ったことがある人はこれで一目瞭然に判明してしまいます。

さらに、人物情報横断検索（企業役員略歴など）を使うと、帝国データバンクの情報、東京商工リサーチの情報、不動産、特許、書籍、入札、マーケティング、特殊業界関係、海外情報、何でも調べられます。これを使いこなしてこそ、一人前の探偵といえるでしょう。

## ⑩法律家との連携、提携

さて、探偵になろうとする方に対して、そこまで話をしてしまってよいのだろうか？と探偵協会としても悩みますが、胸襟を開いてご教授します。

通常であれば、証拠収集を生業とする探偵は、一流になればなる程何某かのミッションにおいて、弁護士事務所にて一定期間所属するケースなどがあります。そういった、経験の中で知りうる情報ですので、安易には考えないでください。

以下法律の条文を読み解いてみましょう。

### 弁護士法第 23 条

#### 1 項

弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体（以下、公務所等という）に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があった場合において、当該弁護士会は、その申出を審査して、申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる。

#### 2 項

弁護士会は、前項の規定による申出に基づき、公務所等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

#### 3 項

弁護士会から第 2 項により報告を求められた公務所等は、弁護士会に、必要な事項を報告しなければならない。

但し、報告を求められた公務所等は、報告しないことに正当な事由がある場合はそれを疎明してこれを拒絶することができる。

#### 4 項

弁護士会は、第 2 項により報告を求められた公務所等が報告を拒絶した場合あるいは報告をしなかった場合、日本弁護士連合会に対し、前項の報告の拒絶あるいは報告をしないこ

とについての正当な事由の有無について、審査を求めることができる。

#### 5項

日本弁護士連合会は、前項の申出にかかる審査により、公務所等の報告の拒絶あるいは報告をしないことに正当な事由がないと判断したときは、公務所等に対し、必要な事項の報告をすべきことを勧告することができる。

#### 6項

弁護士は第2項により公務所等から報告を受けた内容を、報告を求めた目的以外に使用してはならない。

つまり、弁護士は、最終的に相手を訴える予定である場合には、携帯番号から住所の調査、車両番号からの調査、口座番号からの調査、などなどを損害賠償請求対象者の所在特定を合法的に実施できるのです。極論すれば、仮に調査対象者が刑務所にいたとしても、その場所の特定が可能なのです。

また、不正な手段での弁護士照会は違法なものとなっているのです。しかし、詐欺や浮気、あらゆる理不尽などの証拠もないのに訴えても負ける可能性がありますので、係争準備（後で和解してもよい）と証拠の収集とを同時並行的に行うのが、探偵業界の裏技として定着しつつあります。

## 14. 各種重要記録について

### ①住民票（ジュウミンヒョウ）

住民票とは、市区町村、特別区で作成される住民に関する記録です。

各市区町村ごとに住民基本台帳にまとめられていて、現住所の証明、選挙人の登録などに利用されています。

なお、外国人も、外国人登録制度が廃止されることに伴い、2009年7月15日から起算して3年以内の各市区町村の定める日に中長期滞在者や特別永住者等についても住民票の交付を受けることができます。

2011年度時点で外国人にも住民票を発行する市区町村が、大幅に増えました。  
記録内容は下記の通りです。

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 男女の別
- ・ 世帯主はその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- ・ 戸籍の表示（＝本籍及び筆頭者）。ただし、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨
- ・ 住民となった年月日
- ・ 住所及びその市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日
- ・ 新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日
- ・ 11桁の住民票コード
- ・ 選挙人名簿に登録された者については、その旨

などとなっています。

請求のできる者には本人や家族、国や地方公共団体の他に特定事務受任者（弁護士、司法書士などの士業の方々）が職務上必要な場合において行う請求、及び自己（請求者）の権利行使や義務履行に必要なときなど住民票の記載事項を確認することにつき正当な理由がある者による請求の場合に限り交付が認められています。

実態としては、近年国民のプライバシーへの関心の高まりを受けて、第三者請求につきましては非常にハードルが高くなりつつあり、正当な理由がある者による請求についても

見解の相違、証拠不十分などとして却下されるケースが非常に多くなってきています。

請求が認められるケースにおいても、本人の申し出や法的必要性が認められないなどとしてほとんどの場合、記載省略（対象者以外の家族、世帯主の氏名、続柄、本籍、筆頭者、備考等）の住民票の写しが交付されているようです。

#### 〈住民票の豆知識〉

住民票というと、通常は、現時点のその世帯（家族）全員の住民票になりますので、その世帯で、数年前に死亡した人がいた場合とか、別な所に転出した人などがいた場合には、それらの人はすでに「住民票の除票」に記載されているので氏名は出てきません。

ところが、「除票込みの住民票謄本」の請求という離れ業があります。

住民票謄本1通と除票1通だと、合計2通分の手数料がかかるのに対して、「除票込みの住民票謄本」なら1通分の料金で、住民票及び住民票の除票の両方とほぼ同じ内容の証明になります。

なお、この「除票込みの住民票謄本」は、上記のように1通として発行している市区町村と、結局「除票」で1通、現時点での「住民票謄本」で1通というように別々でしか発行してくれない市区町村との両方があります。

## ②住民票の除票（ジョヒョウと呼ぶ）

住民票の除票とは、住民票が存在する市区町村から、他の市区町村へ引っ越しをした場合や、死亡したときに、元の住所地市区町村、死亡時の住所地市区町村で作成されるものです。

その住所地から転出したり死亡したからといって、すぐにその記録がすべてなくなるというのでは問題がありますので、「住民票の除票」という形で残すこととなっています。

住民票が除票になってから、5年間は各市区町村に住民登録があった履歴が保存されますが、それ以降は履歴自体廃棄されてしまいます。

この住民票の除票も、通常の住民票と同じように世帯全員の写しでも取得することができますし、世帯の中の一部の写しでも取得可能です。

さらに、住民票の除票には、転出先も記載されておりますので、住民票の除票を取得すれば引っ越し先が判明することになります。

同居の世帯員など以外の他人の住民票や除票を請求するには、正当な理由を示す必要があります。

やはり、住民票とはいえ本籍を調べることも可能な公的な書類なので、ある程度取得に制限をかけることは当然です。

住民票の除票で確認できるのは転出先だけですので、そこから更に転出している場合（他の市区町村に2回転出している場合）は当然1ヵ所の役所から住民票の除票を取得するだけでは新しい住所は確認できません。

例えば、次のような場合です。

A市 → B市 → C市

以上のように住所を変えている場合に、A市で住民票の除票を取得してもB市までし  
かわかりません。

C市を確認しようと思えば再度B市で、住民票の除票を取得しなければなりません。

### ③戸籍謄本（現在の戸籍なのでゲンコと呼ぶ）

戸籍とは日本人の身分が登録されているものです。身分というのは、誰から生まれたのか？どこで生まれたのか？いつ生まれたのか？などになります。

また、戸籍に記載されているということは、日本国籍があることの証明ともなります。戸籍は日常の生活において身分証明のような役割を果たすことが多々あります。結婚や離婚はもとより、家屋の登記申請をする場合やパスポートの発行を申請する場合等には、戸籍などの公的な書類がなければ受け付けられません。

さらに相続時においては、故人の戸籍を出生から死亡まですべて集める必要があります。なぜかという、家族にとっては、子供や相続人は自分たちだけと想っていても、違う場合もあるからです。

つまり、自分たち以外の第三者に対して、相続人が誰かを戸籍などの公的な書面で正確に証明する必要があるということです。

この戸籍を集める手続きは相続時の家屋の移転だけではなく、銀行預金の名義変えや、車の移転でも相続時には必要となってきます。

非常に面倒な手続きなのですが、時間が取れない等の場合には弁護士、司法書士、行政書士などに依頼をしてこの相続手続きを任せることも可能です。

#### 〈戸籍謄本（抄本）の種類と呼称〉

戸籍謄本は電子化が進んだワープロ打ちのものと、まだ電子化が行われていない手書きのもの（改製原戸籍謄本）の2通りがあります。電子化が進んだワープロ打ちのフォーマットのものには「全部事項証明」と記載されています。

なお、戸籍謄本の一部の人に関する部分のみを抜き出したものに、戸籍抄本というもの

もあります。戸籍抄本も電子化が進んだ新しいフォーマットのものは「個人事項証明」という新しい呼び方がされています。

しかし、名称変更後も、一般的には、古くから使われてきている戸籍謄本・戸籍抄本という呼び名が使われているというのが現状です。

戸籍の届出には主に以下のものがあります。

(1) 出生届

- ・ 子供が生まれてから 14 日以内に届出
- ・ 原則として出生証明書が必要
- ・ 届出義務者は父母（未婚の場合は母）
- ・ 出生地で届出可能
- ・ 名前が決まっていなくても 14 日以内の届出義務あり

(2) 認知届

- ・ 男性が自分の非嫡出子を法的に自分の子として届け出ること
- ・ 遺言による認知も可能
- ・ 裁判で強制的に認知を男性にさせることも可能

(3) 養子縁組届

- ・ 自分より年少の者を養子にしたい場合の届出

(4) 養子離縁届

- ・ 養子を解消するための届出

(5) 特別養子縁組届（1987 年～）

- ・ 養子が、法律上も戸籍上も実親との関係を断ち切り、実子と同じ扱いにした縁組
- ・ 原則 5 歳以下の子を養子にする場合に届け出ができ、縁組には特別な事情が必要で家庭裁判所の許可が必要
- ・ 戸籍には生物学的両親の情報は載らないが、裁判確定に基づく入籍である旨は記載される。結果、戸籍をどんどん遡ることにより、生物学的実父母が誰であったか？を知ることも可能

(6) 特別養子離縁届

- ・ 特別養子を解消するための届出。特段の事情がある場合にのみ認められる

(7) 離縁の際に称していた氏を称する届出（戸籍法 73 条の 2 項）

- ・養子離縁によって旧姓に戻った人が養子時の名字に戻るための届出

(8) 婚姻届

- ・法的に夫婦として認められるための届出
- ・男性 18 歳以上、女性 16 歳以上で届出可能
- ・証人が 2 人必要
- ・本籍地以外に届出する場合は戸籍謄本が必要

(9) 離婚届

- ・婚姻関係を終了させるための届出
- ・証人が 2 人必要
- ・本籍地以外に届出する場合は戸籍謄本が必要

(10) 離縁の前に称していた氏を称する届出（戸籍法 77 条の 2 項）

- ・この届け出記載が戸籍に載っていた人の場合には離婚しても氏の変更はない

(11) 親権（管理権）届

- ・「親権者指定」「親権者変更」「親権喪失」「親権喪失取消」「親権辞任」「親権回復」「管理権喪失」「管理権喪失取消」「管理権辞任」「管理権回復」の 10 種類の届出があり、子供を養育する権利と財産を管理する権利についての手続きを行うための届出。なお、子がいる夫婦が離婚する場合には、離婚時に親権者を指定しなければならない

(12) 氏の変更届（戸籍法 107 条の 1 項）

- ・家庭裁判所の許可を受け、氏（名字）を変更する届出。相当な事情がなければ許可されない（裏技があるとされているので注意が必要です）

(13) 名の変更届（戸籍法 107 条の 2 項）

- ・家庭裁判所の許可を受け、下の名前（名）を変更する届出（多数の手法、裏技があるとされているので注意が必要。近年名の変更は特に増加傾向にあります）

(14) 不受理申出

- ・婚姻届や離婚届などを無断で提出されないための申し出。ストーカー等からの防衛、協議離婚不調時の防衛等に使用される

(15) 不受理申出取下書

- ・不受理申出を取り消すための書類。上記の理由がなくなった場合に申し出る（なお、一旦取り下げた後でも、事情が発生すれば再度不受理申出を届け出ることもできる）

(16) 死亡届

- ・届出義務者が死亡の事実を知った日から7日以内
- ・診断書、検案書が必要
- ・届出の第一の義務者は、同居の親族

(17) 分籍の届出

- ・現在記載されている戸籍から抜け、新しい戸籍を作る場合の届出
- ・戸籍筆頭者・配偶者・満20歳未満は届出不可

(18) 転籍届

- ・本籍地を新しく定める場合の届出。筆頭者は、地番などが定められた国内の土地であれば本人の意思で自由にいつ、どこに転籍してもよいこととなっている。他人が暮らす土地や路上でもよい（例えば皇居に本籍地を置いている人は約2200人いる）

#### ④戸籍の附票

戸籍の附票は、本籍地のある、市区町村と特別区で作成されています。該当市区町村に本籍がある者の住所の履歴に関する記録です。

住民票が住所の異動や世帯の構成、戸籍が出生・死亡・結婚などの身分事項を記録したのですが、この2つをつなぐものとして戸籍の附票というものが存在します。戸籍の附票は住民票の記録の正確性を維持するためのものとして位置づけられております。

戸籍の附票の記載事項（戸籍法17条）

1. 戸籍の表示（＝本籍および筆頭者）
2. 氏名
3. 住所
4. 住所を定めた年月日

住民票が、住所地の役所で管理しているものであるのに対し、戸籍の附票は本籍地の役所で管理しています。ですので、本籍地と氏名が正確に判明していなければ、取得はでき

ません。繰り返しになりますが、戸籍の附票は住所の証明ですが、住所地の役所で交付されるものではなく本籍地の役所で交付されるものなのです。

住民票は、最大でも前住所、現住所、転出先の住所の3つしか記載されていません。さらに、住民票は、除票になってから5年間しか保存されません。住民票の除票を交付してもらおうとしても、その住民票が除票になってから5年以上経つと発行されなくなるのです（市区町村によっては5年以上保管しているところが稀にあります）。

これに対して戸籍の附票には、その本籍地である間の住所の移動履歴がすべてA市、B市、C市、D市というように記載されています。保存期間の定めもありません。そして、それぞれいつそこに移ったのか？ その日付も記載されています。A市→B市→C市→D市と住所が変わってきたことを証明しなければならないときは、本籍地の役所で、戸籍の附票を1通取るだけで証明することができるというわけです。ちなみに外国人には、戸籍も戸籍の附票も与えられていません。

第三者請求の要件は、以下のようになっております。

本人、家族、役所、特定事務受任者（弁護士、司法書士、行政書士等）のほか

1. 請求者の権利を行使し、または請求者の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者
2. 国または地方公共団体の機関に提出する必要がある者（係争準備、訴えるためなど）
- 3.1 と 2 のほか、戸籍の附票の記載事項を利用する正当な理由がある者

## ⑤除籍謄本

除籍謄本とは戸籍謄本に記載のある人がなくなった場合（婚姻等によって他の戸籍への移動、死亡した場合）、他の市区町村へ転籍した場合に、その人の元の戸籍謄本は除籍となります。つまり、元の戸籍謄本のその人物の欄には×印がつきます。

家督相続の制度があった時代には、戸主の死亡によりその戸籍が除籍謄本となり、自動的に新たに家督を継いだ者（戸主）の戸籍謄本ができていましたが、現在では戸籍の筆頭者が死亡（転籍）しても配偶者や子供がその戸籍に残っていれば筆頭者死亡（不在 ×印）のまま、現在の戸籍謄本として存在します。

つまり端的に申しますと、転籍前の戸籍謄本に誰もなくなった時点で、その戸籍謄本は正式に除籍謄本へと変わるのです。基本的に、除籍謄本に保存期限はありません（現在の法律ですと150年以上）。

除籍謄本（除籍された者を含む戸籍謄本）が必要なケースが一番多いのが相続の関係とされますが、ここでは探偵協会としての視点で除籍謄本を読み解いてみたいと思います。

戸籍謄本の項目でも簡単に触れましたが、結婚や離婚の他に以下の届出を出したような場合でも元の戸籍謄本が除籍謄本になっているケースが多くあります（届出と同時に本籍地が同じでも新たな戸籍を定めたり、転籍するケースが多いため）。

(1) 離縁の前に称していた氏を称する届出（戸籍法 77 条の 2 項）

- ・ 婚姻により氏が変わった方の人のみ届出可
- ・ つまり、この届出記載が除籍（戸籍）に載っていた人の場合には離婚しても氏の変更はない

(2) 養子縁組届（戸籍法 66 条）

- ・ 自分より年少の者を養子にしたい場合の届出  
（現在の法律では、1 歳でも年上の人了解すれば 100 歳の人物でも養子に入れる。当然、氏も変わる。複数回の養子縁組を多人数で組織的に行っているケースが昨今非常に増えています）

(3) 氏の変更届（戸籍法 107 条の 1 項）

- ・ 家庭裁判所の許可を受け、氏（名字）を変更する届出。相当な事情がなければ許可されない（裏技があるとされているので注意が必要です）

(4) 名の変更届（戸籍法 107 条の 2 項）

- ・ 家庭裁判所の許可を受け、下の名前（名）を変更する届出（多数の手法、裏技があるとされているので注意が必要。近年名の変更は特に増加傾向にあります）

俗に転籍を 3 回すると一見して戸籍がきれいになるとかいらわれていますが、この除籍謄本には、その人物が存命の場合には、どこの本籍地（除籍地）から現在の除籍謄本になって、さらに、どこの本籍地（除籍地）へ転籍したのか？の記載が必ずあります。

また、親（養親）や氏や名に変更があった場合（離婚の際には届出により氏の変更がなかった場合）にも、その当時の除籍謄本には必ずその条文等の記載がありますので、注意して見る必要があります。

除籍謄本は、通常正当な理由があっても第三者請求が受け付けられません。

審査は、住民票の請求よりも厳しいものとなっており、現在の運用では、ほとんどの市区町村が犯罪被害の回復より、差別につながる調査や違法調査を排除する目的の方が優先されています。

正当な理由がある場合には、特定事務受任者（弁護士、司法書士などの士業の方々等）

を副代理人として選任するか、先生に依頼者を紹介して任せてしまいましょう（例えば詐欺被害等に遭い、相手を特定し訴えたい場合、提訴したい相手の氏名がすべて変わっているなど）。

また、行政書士事務所などでよく受け付けている家系図作成の場合にも、この除籍謄本をどんどんと遡ることとなります。誰でも幕末頃までは遡れるはずで、人によっては200年以上遡れる人もいます。自己を肯定し、愛し、人を愛せるようになるために家系図を作成する人が近年増えているとの統計もあります。ひたすら父系を遡らなければ正当ではないという法律も特になく、日本人であれば誰でもそこそこの偉人の血は流れているものです。

## ⑥改製原戸籍<sup>かいせいげん こせき</sup>（手書きの戸籍のこと。ハラコと呼ぶ）

1872年（明治5年）に日本全国統一の戸籍が生まれてから現在までに、戸籍制度は何回かの大改正を行ってきました。

戸籍法の改正に伴い、再確認の意味も含めて全面的に全国の戸籍が書き換えられたのです。戸籍の様式が変更されると、それまで使われていた戸籍は閉じられ、新しい様式の戸籍へと書き換えられることとなります（この、「法改正による戸籍の書き換え」のことを「戸籍の改製」といいます）。

その書き換えられる前の元の戸籍を改製原戸籍（プロの間では、ハラコと訳される）といます。書き換えられた新しい戸籍は現在戸籍（プロの間では、ゲンコと訳される）となります。現在戸籍ではないという点では、改製原戸籍も除籍謄本も同じ意味合いです。

一番最近のものは、平成6年以降に、それまでの紙戸籍を綴って戸籍簿として管理していたものをコンピューターのデータとして管理することとなったので、戸籍の電算化が行われた市区町村では、紙の戸籍簿の内容をすべてコンピューターに移し替えました。これを「平成改製原戸籍」といいます。

平成6年以前には、昭和32年の法務省令により改製が行われています（それぞれ「平成6年式戸籍」「昭和32年式戸籍」と呼ばれています）。さらには、明治19年と明治31年、大正4年にも改製が行われています。

法により改製してよくなり、実務的に改製が実行された時期は各市区町村により様々です。地方都市によっては、現在もなお、平成の改製が実行されておらず、手書きの戸籍のみの役場もあります。

つまり、市区町村の事情次第で平成6年から現在までの、どの時期に電算化を実行したのか？は、役所によって様々です。

確実な確認実施（本人同定）のためには、古い戸籍である改製原戸籍（改製原戸籍謄本）

の確認が不可欠です。なぜなら、改製される前と後とで、内容に違いが出てくる可能性があるからです。

具体的には、改製前に除籍された方（死亡や結婚、氏や名の変更、養子縁組などと同時に戸籍から抜けた方）の記載や、改製の時点で法律的に有効でない事項（離婚、養子離縁など）、認知に関する事項などは、改製された後の戸籍に記載されません。

また、転籍を繰り返している人物の場合は、改製原戸籍の確認をしなければ、どこの戸籍から現在の戸籍へたどり着いたのか？が、不明なケースが多々出てきます。

つまり、改製される前の古い紙戸籍に書かれていた内容が、改製された後の新しい戸籍に完全に書き移されるわけではないということなのです。そのため、改製された後の新しい戸籍を見ただけでは、「どの事項が書き移されなかったのか？」が、第三者には判断できません。

言わば、改製後の新しい戸籍だけでは、相続関係や権利義務関係、果ては本人の同定が判断できないということです。

このような理由から、戸籍の改製が行われた場合は、必ず「改製原戸籍謄本」を取得して、真実に漏れがないか確認する必要がある場合があるのです。

これらの公簿関係の申請許可基準は、原則としてその市区町村長の判断で決まりますが、改製原戸籍の請求は最近の戸籍法の改正により、通常正当な理由があっても第三者請求が受け付けられません。

審査は、住民票の請求よりも厳しいものとなっており、現在の運用では、ほとんどの市区町村が犯罪被害の回復より、差別につながる調査や違法調査を排除する目的の方が優先されております。

正当な理由がある場合には、特定事務受任者（弁護士、司法書士などの士業の方々等）を副代理人として選任するか、先生に依頼者を紹介して任せてしましましょう（例えば詐欺被害等に遭い、相手を特定し訴えたい場合、提訴したい相手の氏名がすべて変わっているなど）。

## 15. 行動調査実践シミュレーション

### ① 調査開始準備

調査開始は事前のリサーチが最も大切です。勤務先から自宅までの電車のルートや料金、終電時間、駅から自宅までは、バスか徒歩かタクシーか？

歩いて行けるように地図も頭に叩き込んでおく必要があります。立ち寄る可能性がありそうな店舗があれば、料金体系や、ラストオーダーの時間、顧客層、予約が必要なのか？なども、事前にできる限り調べておきましょう。

また周辺の張り込みポイントなどは、住宅地図や Google のストリートビュー等で、よくよく確認して効率的に調査を進めましょう（調査当日あまりにもウロウロして不審者扱いされないため）。

警察署や交番などの目立った施設が付近にあるときは、ケースにもよるが、一声かけておく必要がある場合もあります。職務質問により、尾行に支障を来す事態を避けましょう。

### ② 尾行時の服装

尾行の基本は周囲に溶け込むことです。周囲の人々と同じような服装で、尾行に挑むことが望めます。時間帯や曜日、場所などで微妙に状況が変化しますので、やはり事前に調査目的や、立ち寄る可能性の高い場所などを徹底してリサーチしておく必要があります。

平日のアフターファイブの調査であれば、スーツ姿が好ましい。柄の違うネクタイ2本、伊達メガネなどのアイテムもあった方がよいでしょう。日曜、祝祭日の調査であれば、ジーパンがお勧めです。上着については、リバーシブルの衣服とリバーシブルのニット帽かキャップの持参が望ましい。伊達メガネはここでも必須アイテムです。2本持っていてもいいくらいです。

靴は音の出ないスニーカーが好ましい。スーツであっても黒系で革靴のように見えるスニーカーがよいでしょう。靴音は一番調査対象者に警戒心を持たれるからです。

特殊なケースでは、作業着を着て張り込みをしたり、パジャマ、警備員の服装、易者を装ったり、宅配便の服装、赤ちゃんの人形を持ってウロウロする、コンビニの袋を持つ、レンタルビデオ店の青い小型バックを持つ、などなど活用、変装して、柔軟な発想で周囲に溶け込む必要があります。

### ③ 尾行時の距離間（感）

これは感覚で覚えていくしかない技術です。基本行動として人がたくさんいる場所では、

調査対象者の近く。場合によっては、真後ろなどで、尾行をすることもあり、人がまばらな場所では十分な距離を空けて、尾行をするべきです。

自宅から勤務先判明までの調査を実施する場合には、早朝より調査対象者の自宅から張り込みを実施するわけですが、朝の通勤電車は非常に混み合います。そのため、電車に乗る場合には、調査対象者と同じドアから乗り、同じドアから降りなければ、失尾（尾行に失敗）する恐れがあります。

また、調査対象者の警戒レベルなどにより、微妙な調整も必要です。警戒心の高い要人などの場合には、車両の前と後ろに調査員を1名ずつ配置して、同じ車両に調査員は乗らないように心がけるケースもあります。

2名1班などで携帯メール等を用いて頻繁にやり取りをしながら、尾行を実施します。開いた方のドアに毎回降車する人物を前と後ろから挟み込むようにして確認し、目立たずにまた、失尾しないように心がけるべきです。

この場合、調査対象者に対して目立たなければよいのであって、他の一般人に対してはそれほど気をつかわなくても大丈夫です。警察官、公安関係者、内閣情報調査室職員、同業他社の調査員など勘のよい人物は世の中に多数おり、我々が誰かを尾行していることを誰にも知られないように徹底して気を使いすぎるのは、余計な気づかいでしょう。

アフターファイブの調査のとき、終電近くで自宅以外の駅に下車した調査対象者を尾行する場合には、駅からの人がまばらであれば、十分な距離を空けつつも最終的に入った建物が見える位置で尾行しなければなりません。非常に難しい技術を要するので経験が何よりも大切です。曲がり角では小走りに調査対象者に近づき、距離を縮め、街灯の明かりを避け、慎重にかつ自然に尾行することを心がけましょう。

#### ④調査対象者が店舗やマンションに入った場合の取るべき行動

調査対象者が飲食店などの店舗に入った場合には必ず、即ダッシュですべての出入り口を100%チェックする必要があります。常に調査対象者の行動原理をイメージして推論し、多数のパターンごとに迅速な行動が取れるように心がけなければなりません。

出入り口については、すべてが見通せる場所に張り込みポイントを決める必要があります。常識に囚われず、場合によっては周辺ビルの屋上、非常階段などに上がってみるのもよいでしょう。

マンションに入室した場合には、一緒にエレベーターに乗るのが最も効率のよい調査手法です。この場合には確実に「調査対象者に警戒されていない」確信が必要であり、1発勝負です（そのためだけに、それまでの尾行に細心の注意を要しているといっても過言ではないケースがあります）。

2名1班で調査を進める場合にはあらかじめ、どちらの調査員が最終的に一緒にエレベーターに乗る方なのか？を事前に調査進捗状況の中で打ち合わせておく必要があります。条件としては、一度もすれ違ったり、飲食店などで同じエレベーターに乗ったことのない方の調査員が適任でしょう。

さて、運よく自然に同じエレベーターに乗れたとしましょう。調査対象者と同じ階で降りるのはやや、怪しがられるケースもあります。明らかに警戒感を持たれていない場合は別ですが、通常は1つ下の階で降りてダッシュで非常階段を駆け上り、どの部屋へ入室するか？を階段脇などから慎重に確認する必要があります。1つ上の階で降りると、すでに調査対象者がどこかの部屋に入室してしまっているケースがあるから注意が必要です（エレベーターに乗れなかった場合でも、足音を立てずに、階段をダッシュして入室した部屋を確認するのは基本動作です。日頃の体力作りにも気を配りましょう）。

2名1班で調査を進める場合には、もう1名のすでに多少目立ってしまっている方の調査員にも重要な任務があります。マンション裏にダッシュで回り、どこの部屋の電気が点灯するのか？を迅速に確認しなければなりません。

相方の調査員がオートロックなどの障害によりエレベーターで降りた階しか確認できないなどのケースも多いので、一糸乱れぬ連携が必要なのです。

## ⑤調査対象者が店舗やマンションから出た際に調査開始の場合の取るべき行動

そもそも調査対象者の風体が未判明の状況からの調査も多数あります。

また、前記の調査の結果として調査対象者の入室したフロア階しか判明に至らず、部屋番号が未判明のケースも往々にして考えられます。この場合にはマンション内の階段などであえてパジャマ姿で張り込んだり、周辺の建物から、調査対象マンションのフロアすべてが見える位置を探して張り込むケースもあります。

2名1班で調査を進め、1名は確認用の捨て駒となるわけです。さらにキツイ現場では、そのフロアの玄関ドアが絶対に確認できないようなケースもあります。この場合は、そのフロアのドアに周辺からかき集めた宅配ピザなどのチラシを全室のドアに挟み込みます。

そして、対象者がマンションから出てきた場合には1名が尾行につき、もう1名はダッシュでそのマンションの対象フロアへ戻って行き、どの部屋のチラシが落ちているのか？を確認しなければなりません。この方法で、対象者の部屋番号を割り出すケースもあります。

対象号室を狭めるためにも、同時に出てきた場合の対策としても誰かが出てくるたびに同様の行動を取り調査対象者宅の号室の割り出しにつなげるのが基本です。だから、1回の調査でスムーズに部屋番号まで割り出さなければ、徹夜になる場合などもあり、以後の調査日程に支障が出るので、そもそも当初より慎重な尾行調査を心がけるべきなのです。

## 16. 探偵業の届出要領

探偵業届出マニュアル（東京都の場合）

[http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetuzuki/form/shinsei\\_tantei.htm](http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetuzuki/form/shinsei_tantei.htm)

### ①探偵業を営もうとする方

探偵業を営もうとする者は、探偵業務を開始しようとする日の前日までに営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（警察署経由）に、所轄警察署長を経由して、営業の届出をしなければいけません。

探偵業を廃止したとき、または届出事項に変更があったときは、廃止等の日から10日以内に、その旨の届出をしなければなりません。これらの届出は、営業所ごとに行わなければなりません。

複数の営業所を有する探偵業者は、それぞれの営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に、届出をしなければなりませんし、同じ都道府県内に複数の営業所を有する探偵業者は、同じ都道府県公安委員会に、複数の届出をすることとなります。

〈届出書類等〉

#### 1. 探偵業開始届出書（別記様式第1号）

#### 2. 手数料 3,600 円（収入印紙不可）

#### 3. 添付書類

##### (1) 個人

1. 履歴書（通常の様式によって記載する履歴書で大丈夫です）
2. 住民票の写し（本籍記載のもの、外国人は外国人登録原票の写し。登録のある市区町村で取得）
3. 誓約書（探偵業法第3条第1号から第5号に該当しないことを誓約する書面。過去5年以内に刑務所から出てきた者でもなく、過去5年以内に暴力団員でもなかった証明としての誓約書）
4. 登記されていないことの証明書（住所地を管轄する法務局本局発行のもの。精神に異常を来してもおらず契約主体となることが制限されている者でもない証明）
5. 身分証明書（市区町村発行。破産者ではないことの証明及び前項の二重証明に必要な証明書）
6. 申請者が未成年である場合は、次の区分に応じた書類（婚姻により成年に達したも

のとみなされる者を除く)

- a. 探偵業に関し営業の許可を受けている未成年者
  - ・ 法定代理人の氏名及び住所を記載した書面
  - ・ 当該営業の許可を受けていることを証する書面
- b. 探偵業に関し営業の許可を受けていない未成年者
  - ・ 法定代理人に係る「1」から「5」までに掲げる書類

## (2) 法人

1. 定款の謄本
2. 登記事項証明書（法務局発行）
3. すべての役員に係る次の書類
  - ・ 履歴書
  - ・ 住民票の写し（本籍記載のもの、外国人は外国人登録原票の写し）
  - ・ 登記されていないことの証明書（法務局発行）
  - ・ 身分証明書（市区町村発行）
  - ・ 誓約書（探偵業法第3条第1号から第4号に該当しないことを誓約する書面）

## ②探偵業法の適用除外となるもの

出版社が報道用に供する目的で依頼を行った探偵業務及び作家、著述家、フリージャーナリスト、インターネット・メディア等による取材活動等。

学術調査活動のように調査結果に何らかの分析評価を加えることが前提とされるものや、弁護士活動、税理士活動のように特定人の所在または行動についての情報を収集することについて依頼を受けているとはいえないもの。

## ③探偵業を営んではいけない者（欠格事由）

- (1) 成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、または探偵業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者
- (3) 最近5年間に営業停止命令・営業廃止命令に違反した者
- (4) 暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (5) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から4ま

でのいずれかに該当する者

(6) 法人でその役員のうちに1から4までのいずれかに該当する者がいる者

#### ④探偵業開始届出書の添付書類

(1) 個人である場合

- ・住民票の写し（外国人は、外国人登録原票の写し）
- ・欠格事由に該当しないことを誓約する書面等

(2) 法人である場合

- ・定款
- ・役員に係る住民票の写し

#### ⑤探偵業届出証明書

届出をした者には、探偵業届出証明書が交付されます。これは届出があったことを証する書面です。

探偵業者は、探偵業届出証明書を営業所の見やすい場所に掲示しなければなりません。また、探偵業者は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ、依頼者に対し、探偵業届出証明書の記載事項について、書面を交付して説明しなければなりません。

#### ⑥罰則

●届出をしないで探偵業を営んだ者

6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

●届出書・添付書類に虚偽の記載をして提出した者

30万円以下の罰金

●変更・廃止の届出書・添付書類を提出しなかった者

30万円以下の罰金

●変更・廃止の届出書・添付書類に虚偽の記載をして提出した者

30万円以下の罰金

●名義貸しをした者

6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

●契約を締結しようとする時に、重要事項について書面を交付しなかった者

30万円以下の罰金

●必要事項を記載しない書面又は虚偽の記載のある書面を交付した者

30万円以下の罰金

●契約を締結した時に契約内容を明らかにする書面を交付しなかった者

30万円以下の罰金

●必要事項を記載しない書面又は虚偽の記載のある書面を交付した者

30万円以下の罰金

●従業者名簿を備え付けなかった者

30万円以下の罰金

●従業者名簿に必要事項を記載せず、又は虚偽の資料を提出した者

30万円以下の罰金

●都道府県公安委員会による報告・資料提出の求めに応じなかった者

30万円以下の罰金

●報告・資料提出の求めに対し、虚偽の報告をし、又は虚偽の資料を出した者

30万円以下の罰金

●都道府県公安委員会による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

30万円以下の罰金

●都道府県公安委員会による指示に違反した者

6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

●都道府県公安委員会による営業停止命令に違反した者

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

●都道府県公安委員会による営業廃止命令に違反した者

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

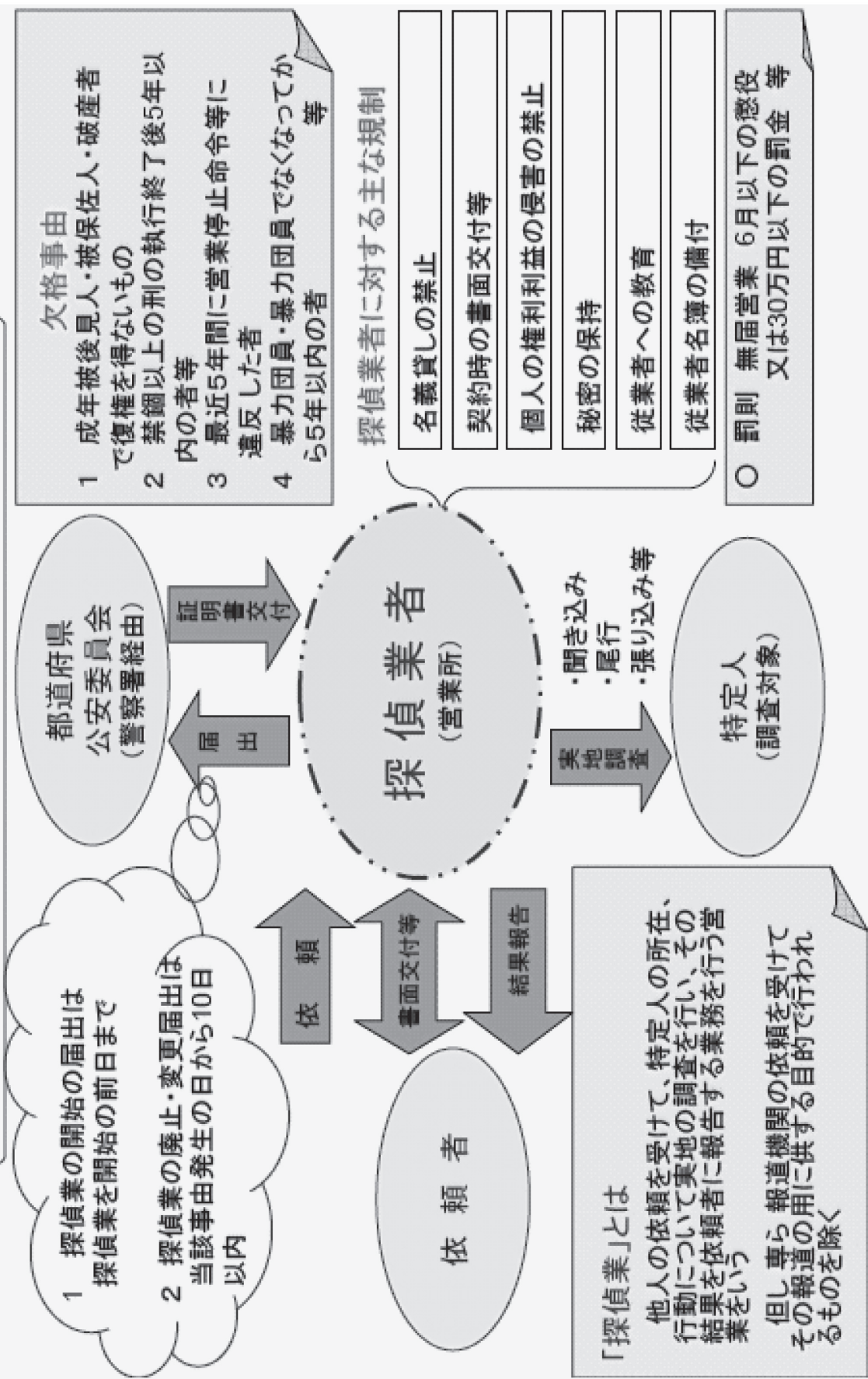
〈注意事項〉

社団法人探偵協会は、この教本を基にしたトラブル、刑事的責任（建造物侵入罪、信書開扉罪、信書隠匿罪、弁護士法違反、インサイダー取引）などについては、一切責任を持ちません。本書はあくまでも参考文献として捉えていただき、犯罪の実行を奨励するものではありません。この教本を手にした皆さんは、**必ず法律を遵守し、秘密漏洩のないように、誠実な調査を心がけてください。**

# 探偵業の業務の適正化に関する法律等の概要

目的 業務の運営の適正と個人の権利利益の保護に資すること

※ 平成19年6月1日施行



## 17. 米国における探偵事情

### ①ライセンス（免許）の有無

ほとんどのアメリカの州においては、探偵業のライセンス制度があります。ライセンスの資格取得要件については州によってそれぞれ異なります。資格要件がほとんどない州もありますが、大多数の州では、厳格な資格要件があります。なお、アラバマ（Alabama）、アラスカ（Alaska）、コロラド（Colorado）、アイダホ（Idaho）、ミシシッピ（Mississippi）、サウスダコタ（South Dakota）、ワイオミング（Wyoming）の7州では、ライセンス制がありません。

### ②ライセンスの種類

ユタ州を例にとると、免許は Apprentice、Registrant、Agency の3つの種類があります。そのうち、Agency を取得した者しか一般人からの依頼を直接引き受けられません。Apprentice と Registrant は Agency の手助けや Agency の代理で調査現場の業務を行います。

### ③ライセンス取得の要件について

#### (1) 年齢

- ・カリフォルニア州：18歳以上
- ・ハワイ州：18歳以上（高校卒業相当の教育を履修した者）

#### (2) 職業訓練

ライセンス取得のためには、他のライセンス取得者の元で2～4年以上の経験を積むことと、探偵業に関連する法律や実務的に必要な知識の習熟度をテストする筆記試験に合格しなければなりません。なお、ライセンス取得後の教育研修を義務付けている州と、そうでない州があります。

- ・カリフォルニア州：経験年数3年以上
- ・ハワイ州：経験年数4年以上

#### (3) 有効期限

- ・ハワイ州：2年に1回（偶数年）、ライセンスを更新しないとはいけませんが、更新に

には教育研修証明提出の義務はありません。

- ・ オクラホマ州：2年に1回のライセンス更新の際に、継続教育証明を提出します。
- ・ テネシー州：更新までの2年間に、探偵委員会で公認している講習を12時間以上受講する必要があります。

※更新の際に、継続教育証明を提出しなければならない州が多い。

#### (4) 試験内容～プログラムのタイトルの一部～

- ・ 法廷証拠のための行動調査
- ・ 科学捜査のための写真撮影と報告書作成
- ・ 逃亡者・失踪者の捜索技術
- ・ 保険金詐欺事案の供述書の取り方、嘘の見分け方、ビデオ撮影の方法
- ・ 雇用調査方法ガイド
- ・ 保釈契約違反逃亡者逮捕・賞金稼ぎ (Bail Enforcement)
- ・ 探偵業と国防 (HOMELAND SECURITY)
- ・ 探偵業業務倫理
- ・ プロセスサーバー (法的文書送達 / Process Server) の方法

#### (5) その他

公共の安全に寄与するための業務であるため、ライセンス取得にあたり、筆記試験に合格すること、さらに、業務関連の法律・規制の遵守を約束するためのライセンス債権の購入 (供託金のようなもの) が義務付けられています。

### ④ ライセンスの特権

もともとアメリカは日本に比べて一般人でもアクセス可能な個人情報データが多いのですが、探偵ライセンス取得者のみが閲覧できるデータベースサイトが存在し、一般人では取得できない個人情報にアクセスできる特権が認められています。

なお、一定の要件を満たした案件のみ公開されるものですが、銀行預金データ、電話の通話記録、クレジットカードの利用履歴、過去の刑事捜査記録の閲覧、GPS位置情報発信機器の利用等があります。また、ポリグラフ (嘘発見機) による尋問も許可されています。

### ⑤ 許可されている権限

探偵免許取得者は、公的機関に登録された住所情報、出生記録、婚姻記録、離婚記録、

親族の記録、ライフラインのデータ、電話契約時のデータ、金融関係の信用データ、犯歴データ、民事訴訟記録、税務滞納記録、車両その他動産の登録データ、不動産データ、資格・免許の登録データ等を閲覧することが可能です。

また、正当な調査目的の依頼案件があれば、裁判所、公的機関、捜査機関、金融機関や通信会社での登録データ、過去の捜査データ等の一部も閲覧可能です。

日本の探偵と違い、アメリカの探偵においては、多くの調査・捜査権限が与えられています。しかし、盗聴に関しては、違法行為とされており、拳銃の所持も基本的に探偵の免許だけでは許可されていません。

なお、違法性が問題となる事案においては、正当な調査目的があれば違法調査ではないこととなりますが、正当な調査目的がない場合には違法調査となります。このことから、契約時の調査目的の確認が非常に重要な課題です。依頼者が本当の調査目的を偽っても、正当な調査目的として契約されている証明があれば、原則、探偵業者側が罰則を受けることはありません。

## ⑥業務内容

調査、調査関連サービス、警護、パトロール、プロセスサーバー（召喚状・訴状等の送達サービス）、人探し、雇用・採用・身辺調査、警備コンサルティング、警備管理システム・監視機器、債権回収、保険給付調査・調整、嫌がらせメールや不正ダウンロードによる著作権侵害等のネット犯罪調査、不貞行為の証拠収集調査等があります。

探偵業者は、多くの業務はコンピューターで行い、対象者の犯歴、民事訴訟記録、車両の登録情報、団体やクラブの会員登録等、大量のデータを取得することが可能です。また、行動監視調査を行うための訓練も受けており、写真やビデオカメラ、双眼鏡、携帯電話、GPS システム等を使用して目立たない場所や車両から対象の自宅等の現場を監視して情報収集を行います。

その他、専門分野に特化している探偵業者もあり、知的財産権の盗難案件を専門とする探偵は、対象者の不法行為の調査・記録、刑事や民事訴訟のための情報提供を行います。また、金融関係の分析技術を開発し、資産照会調査を専門とする者もいます。金融関係においては、大口取引前の信用確認や個人や企業の機密性の高い資産背景データの報告を行っています。これらの探偵業者は、公認会計士も兼ねていて、投資銀行や他の公認会計士等と密接な取引もしています。

法務探偵においては、弁護士や法律事務所のために活動し、刑事被告人のアシスト、証人の所在調査、証拠の再検証と収集等を行い、情報を収集、写真撮影、法廷での証言、裁判のための証拠とレポート作成を行ったりもしています。

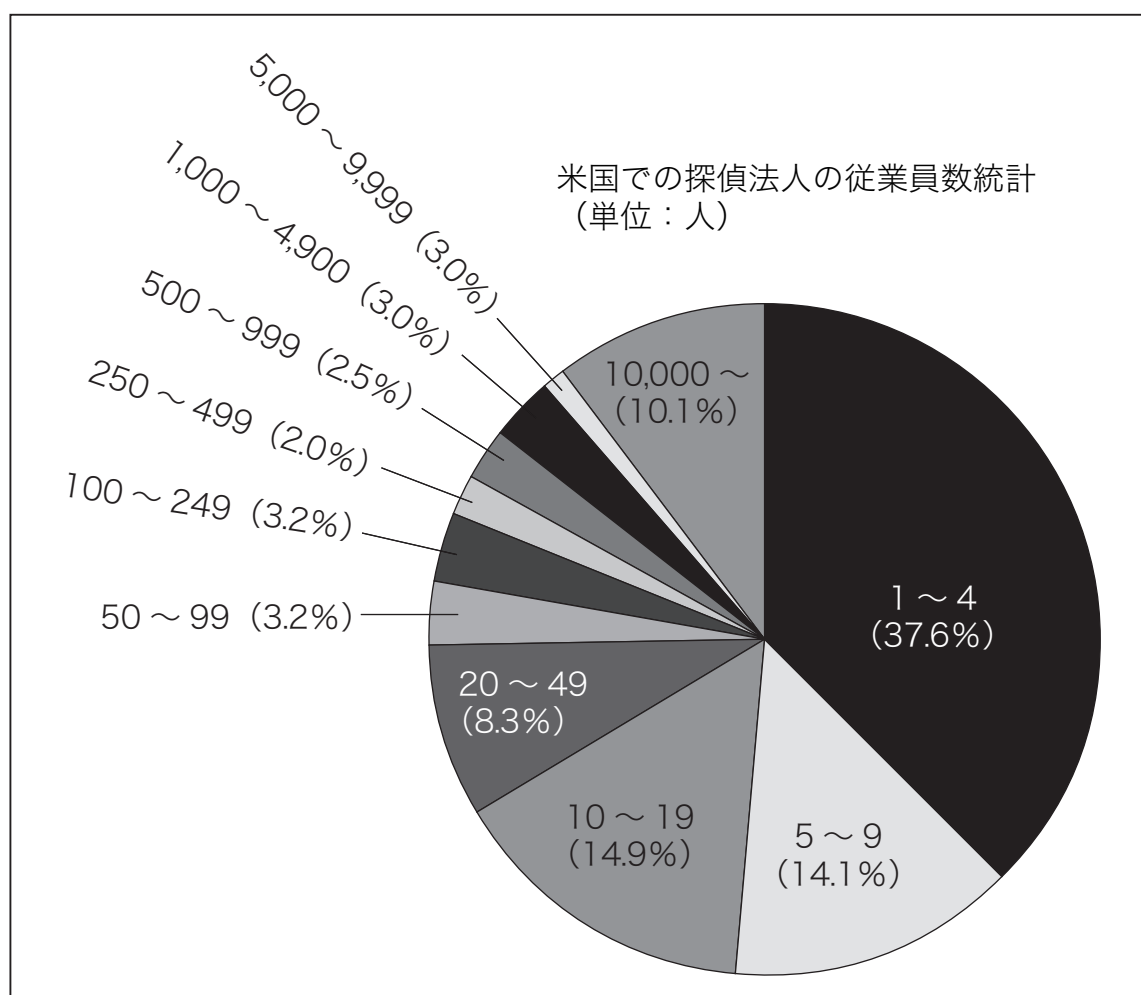
企業調査においては、主として企業の内部調査と外部調査があります。内部調査としては、職場内での麻薬使用、経費の着服、従業員による会社資産・商品の窃盗等を調査します。また、外部調査では、商品納入先からの詐欺請求の阻止等の調査を行います。

その他、店舗やホテルからの依頼を専門とする探偵もあります。店舗では、万引き防止や従業員による窃盗の防止のために活動し、ホテルでは備品管理、防犯等で活動しています。

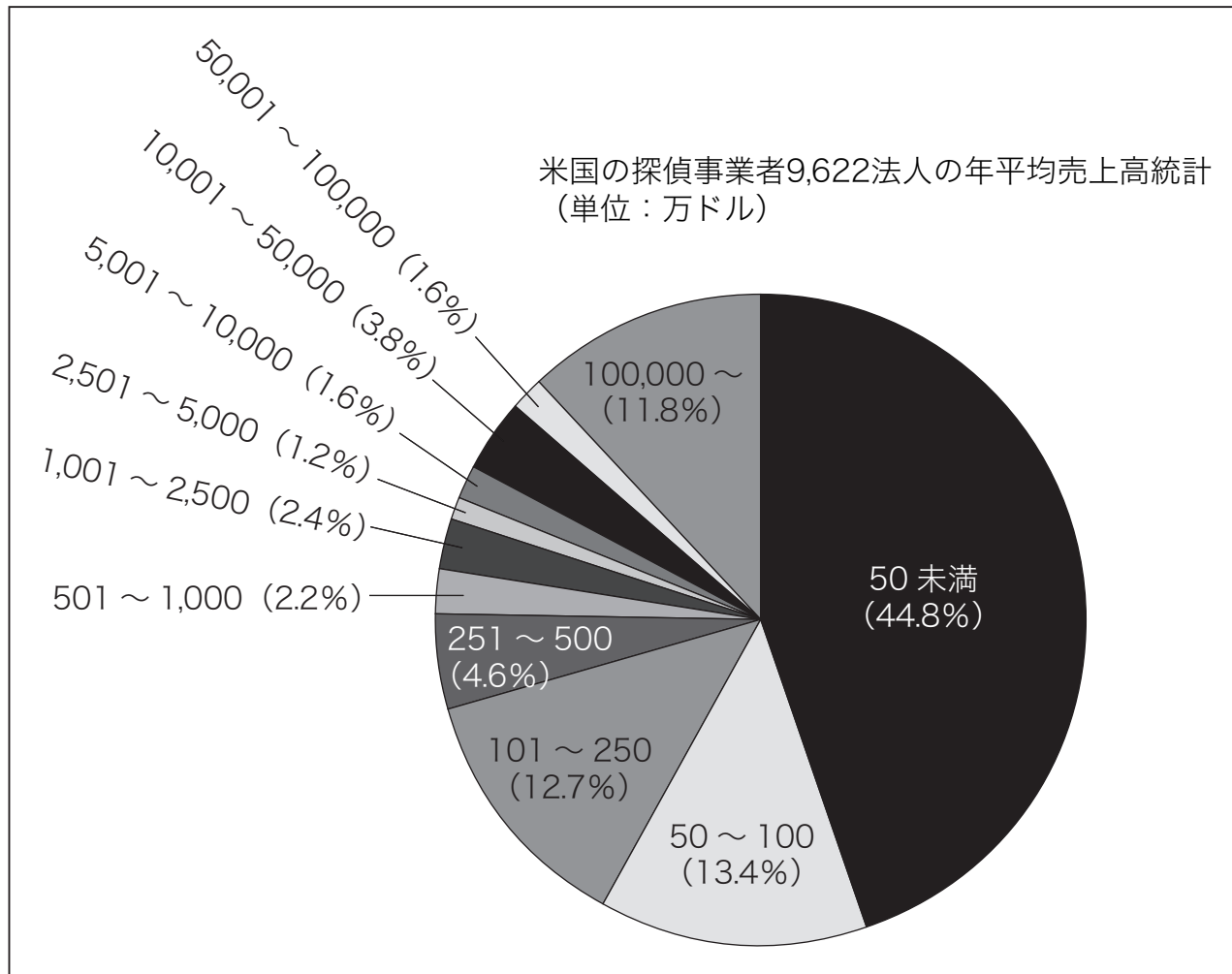
法人や著名人の警護の依頼の際には、武器の携帯の必要も求められます。ただし、一般的には、司法業務や刑事事件逮捕が業務なわけではなく、情報収集が目的であるため、武器の携帯の必要はありません。

### ⑦探偵の数

- ・全米の探偵業従業者数：約4万5500人
- ・全米の探偵事業者数：9,622法人



## ⑧市場規模



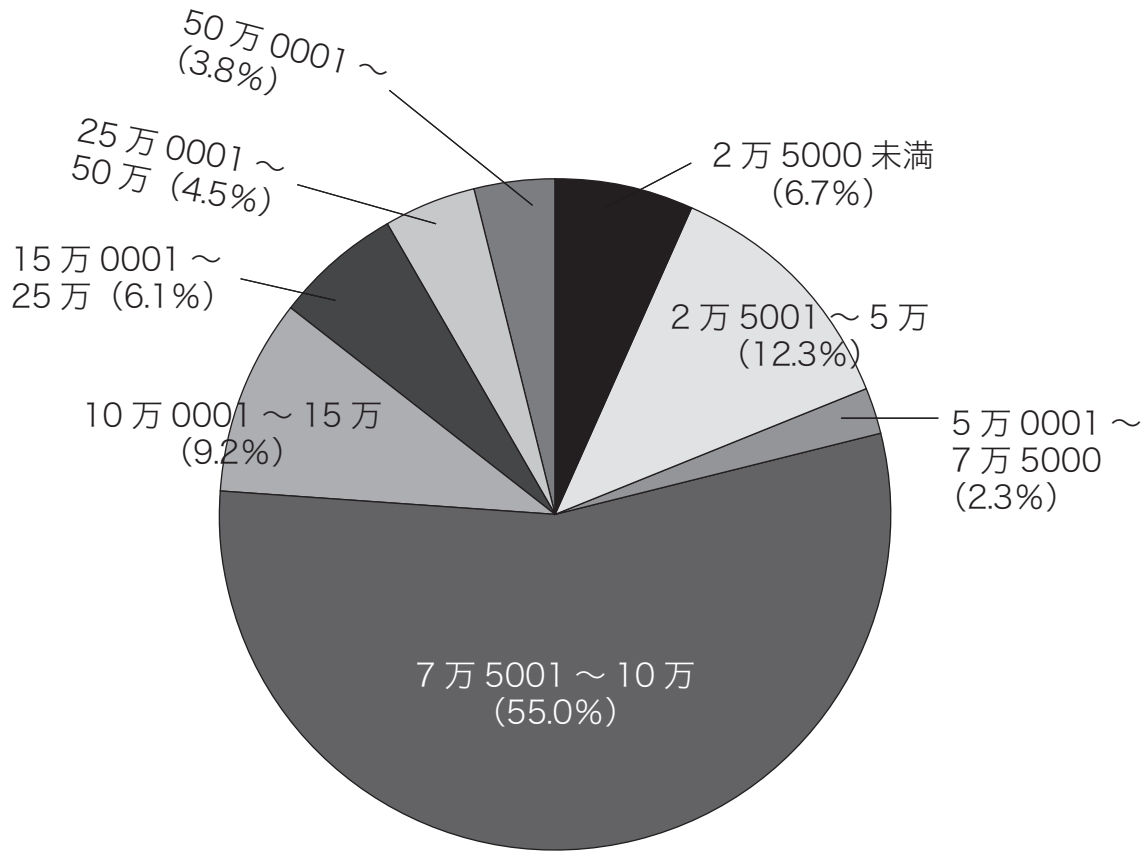
### (1) 業界団体名及び会員総数

基本的に各州に1つは業界団体がありますが、ハワイ州のように州の団体がない州もあるし、カリフォルニア州のように1州で3団体ある州もあります。他に全米での団体もあれば、国際的団体もあります。

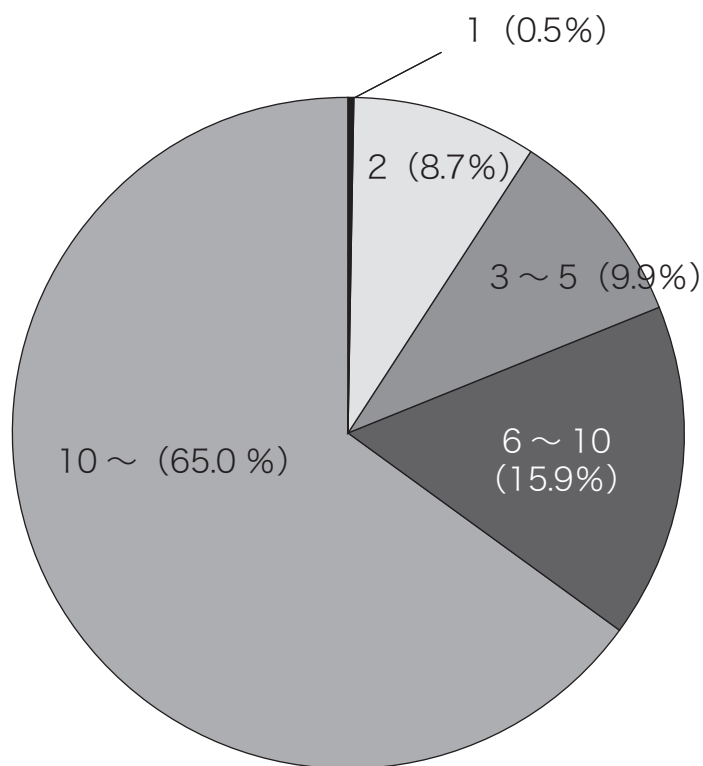
### (2) 警察官関係の割合

統計的数字は、現段階では不明です。探偵業務は、多くの場合、警備業と共に営まれていることが多く、産業規模もかなり大きいのです。そのため、現在では、警察OBや軍人OBが第2の人生として開業するケースはわずかであり、警察や軍とは関係なく、一定の社会的認知のある資格業務として、探偵業務に従事している方が多いものと思われます。

米国の探偵事業者9,622法人の  
1雇用者あたりの年平均業務売上高（単位：ドル）



米国の探偵事業者9,622法人の平均開業年数  
（単位：年）



## 付録 探偵業届出書類

右ページ以降にある探偵業務届出書類は、

### 警視庁ホームページ

[http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetuzuki/tantei/tantei\\_menu.htm](http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetuzuki/tantei/tantei_menu.htm)

より引用しています。各書類内容は、下記の通りです。

- ・誓約書（個人申請用）
- ・誓約書（役員用）
- ・履歴書
- ・探偵業開始届出書
- ・探偵業届出証明書再交付申請書
- ・探偵業届出証明書の返納について
- ・探偵業廃止届出書

各書類の概要や、手続き方法については、72 ページからの「16. 探偵業の届出要領」も参考にしてください。

(個人申請用)

# 誓 約 書

私は、探偵業の業務の適正化に関する法律第3条第1号から第5号に掲げる

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は探偵業の業務の適正化に関する法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 最近5年間に探偵業の業務の適正化に関する法律第15条の規定による処分に違反した者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 5 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が探偵業の業務の適正化に関する法律第3条第1号から第4号のいずれかに該当するもの

のいずれにも該当しないことを誓約します。

東京都公安委員会 殿

平成 年 月 日

住所

氏名

印



(個人申請用)

## 記載例

# 誓 約 書

私は、探偵業の業務の適正化に関する法律第3条第1号から第5号に掲げる

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は探偵業の業務の適正化に関する法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 最近5年間に探偵業の業務の適正化に関する法律第15条の規定による処分に違反した者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 5 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が探偵業の業務の適正化に関する法律第3条第1号から第4号のいずれかに該当するもの

のいずれにも該当しないことを誓約します。

東京都公安委員会 殿

平成00年00月00日

※ 本人による署名、押  
印をお願いします。

住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
〇〇アパート201号室  
氏名 〇 〇 〇 〇 ㊟



(役員用)

# 誓約書

私は、探偵業の業務の適正化に関する法律第3条第1号から第4号に掲げる

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は探偵業の業務の適正化に関する法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 最近5年間に探偵業の業務の適正化に関する法律第15条の規定による処分に違反した者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

東京都公安委員会 殿

平成 年 月 日

住所

氏名

印



(役員用)

## 記載例

# 誓 約 書

私は、探偵業の業務の適正化に関する法律第3条第1号から第4号に掲げる

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は探偵業の業務の適正化に関する法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 最近5年間に探偵業の業務の適正化に関する法律第15条の規定による処分に違反した者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

東京都公安委員会 殿

平成〇〇年〇〇月〇〇日

※ 本人による署名、押  
印をお願いします。

住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
〇〇アパート201号室

氏名 〇 〇 〇 〇 印



# 履 歴 書

年 月 日現在

### 写真貼付場所

1. 縦 36~40mm  
横 24~30mm
2. 本人単身胸から上
3. 無背景
4. 3ヶ月以内に撮影した  
もの

ふりがな 氏 名			
生年月日	年 月 日	日生(満 歳)※	男・女
本 籍			
ふりがな 現住所 〒( - )			TEL
			FAX
携帯電話		メールアドレス	
ふりがな 勤務先 〒( - )	(現に勤務しているところを記載)		TEL
			内線 ( )
ふりがな 会社名			FAX

	期 間	内 容
学 歴	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
経 歴	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
(賞罰等) その他		
上記のとおり相違ありません。 年 月 日		氏名
		(印)

記載上の注意

1. 探偵業に従事した経歴があればそれについて詳しく記載してください。
2. あなた自身又はあなたの従事していた会社が過去に探偵業の業務の適正化に関する法律の規定による行政処分を受けたことがあればその旨を詳しく記載してください。



記載例 ※履歴書の作成は、下記の記載例をもとに作成してください。

## 履歴書

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

### 写真貼付場所

- 縦 36~40mm  
横 24~30mm
- 本人単身胸から上
- 無背景
- 3ヶ月以内に撮影したもの

ふりがな 氏名	〇 〇 太 郎		
生年月日	昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生 (満 〇〇 歳)	※	男・女
本籍	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番地〇		
ふりがな 現住所	とうきょうと〇〇く〇〇まち〇ちようめ〇ばん〇ごう〇〇あばーと201ごうしつ 〒( 〇〇〇 - 〇〇〇〇 )	TEL	〇〇 ( 〇〇〇〇 ) 〇〇〇〇
	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇アパート201号室	FAX	〇〇 ( 〇〇〇〇 ) 〇〇〇〇
携帯電話	〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇	メールアドレス	keisityou@keisityou.ne.jp
ふりがな 勤務先	とうきょうと〇〇く〇〇まち〇ちようめ〇ばん〇ごう〇〇びる105ごうしつ 〒( 〇〇〇 - 〇〇〇〇 ) (現に勤務しているところを記載)	TEL	〇〇 ( 〇〇〇〇 ) 〇〇〇〇
	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇ビル105号室	内線	( 〇〇〇〇 )
ふりがな 会社名	かぶしきがいしゃ 〇〇たんていしゃ	FAX	〇〇 ( 〇〇〇〇 ) 〇〇〇〇
	株式会社 〇〇探偵社		

	期 間	内 容
学 歴	自 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 至 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	〇〇区立〇〇小学校 卒業
	自 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 至 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	〇〇区立〇〇中学校 卒業
	自 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 至 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	都立〇〇高等学校 〇〇科 卒業
	自 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 至 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	国立〇〇大学 〇〇部〇〇学科 卒業
経 歴	自 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 至 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	株式会社〇〇探偵事務所
	自 年 月 日 至 年 月 日	探偵事務所で探偵業務に従事する。
	自 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 至 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	株式会社〇〇建設会社
	自 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 至 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	株式会社〇〇探偵社
	自 年 月 日 至 年 月 日	探偵事務所で探偵業務に従事する。
	自 年 月 日 至 年 月 日	現在に至る
歴	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
(賞罰等)	なし	本人による自署並びに 押印をすること
上記のとおり相違ありません。 平成〇〇年〇〇月〇〇日		氏名 〇〇 太郎 (印)

#### 記載上の注意

- 探偵業に従事した経歴があればそれについて詳しく記載してください。
- あなた自身又はあなたの従事していた会社が過去に探偵業の業務の適正化に関する法律の規定による行政処分を受けたことがあればその旨を詳しく記載してください。



別記様式第1号 (第2条関係)

※ 資料区分		※受理警察署	：	：	：	：	：	(	署)
※ 受理番号		※受理年月日		：	年	：	月	：	日

探 偵 業 開 始 届 出 書

探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第1項の規定により届出をします。

年 月 日

東京都公安委員会 殿

届出者の商号、名称又は氏名及び住所

㊞

(フリガナ) 商号、名称 又は氏名									
住 所 〒 -									
	電話	( )	-	番	※	：	：	：	：
法人等の種別	1. 個人 2. 株式会社 3. 持分会社 4. 財団法人 5. 社団法人 9. その他								

(届出者が個人の場合のみ記載)

生 年 月 日	明治	大正	昭和	平成	年	月	日	性 別	1. 男	※	：	：	：	：
	1	2	3	4	：	：	：		2. 女					

営 業 所	(フリガナ) 名 称													
	所 在 地 〒 -	東京都										※	：	：
		電話	( )	-	番	※	：	：	：	：				
	設 置 年 月 日		：	年	：	月	：	日						
種 別	1. 主たる営業所 2. その他の営業所													
	広告又は宣伝 をする場合に 使用する名称													



別紙（届出者が法人の場合のみ記載）

※ 資料区分

代 表 者	(フリガナ) 氏 名										
	住 所										
	生年月日	電話 ( ) 番	明治;大正;昭和;平成;年;月;日	性別	1. 男	※					
		1; 2; 3; 4		2. 女							
役 員	役 職	1. 取締役又は執行役 2. 監査役 3. 業務を執行する社員 4. 理事 5. 監事 9. その他									
	(フリガナ) 氏 名										
	住 所										
	生年月日	電話 ( ) 番	明治;大正;昭和;平成;年;月;日	性別	1. 男	※					
		1; 2; 3; 4		2. 女							
役 員	役 職	1. 取締役又は執行役 2. 監査役 3. 業務を執行する社員 4. 理事 5. 監事 9. その他									
	(フリガナ) 氏 名										
	住 所										
	生年月日	電話 ( ) 番	明治;大正;昭和;平成;年;月;日	性別	1. 男	※					
		1; 2; 3; 4		2. 女							
役 員	役 職	1. 取締役又は執行役 2. 監査役 3. 業務を執行する社員 4. 理事 5. 監事 9. その他									
	(フリガナ) 氏 名										
	住 所										
	生年月日	電話 ( ) 番	明治;大正;昭和;平成;年;月;日	性別	1. 男	※					
		1; 2; 3; 4		2. 女							
役 員	役 職	1. 取締役又は執行役 2. 監査役 3. 業務を執行する社員 4. 理事 5. 監事 9. その他									
	(フリガナ) 氏 名										
	住 所										
	生年月日	電話 ( ) 番	明治;大正;昭和;平成;年;月;日	性別	1. 男	※					
		1; 2; 3; 4		2. 女							

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。



別記様式第5号（第4条関係）

※ 受理警察署	：：：：：	（ 署）
※ 受理番号		※ 受理年月日
※ 再交付年月日	： 年	： 月
	： 日	

探 偵 業 届 出 証 明 書 再 交 付 申 請 書

探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則第4条第2項の規定により探偵業届出証明書の再交付を申請します。

年 月 日

東京都公安委員会 殿

申請者の商号、名称又は氏名及び住所

㊟

(フリガナ) 商号、名称又は氏名		：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：
営 業 所	(フリガナ) 名 称	：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：
	所 在 地 〒 -	電話 ( ) - 番
探偵業届出証明書の番号		：：：：：：：：：：：：：：：：：：：
再 交 付 を 申 請 す る 事 由	申請理由 1. 亡失のため                      2. 滅失のため 亡失又は滅失の状況	

記載要領

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又滅失の状況を記載すること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。



別記様式第 15 号

探偵業届出証明書の返納について

探偵業法の業務の適正化に関する法律施行規則第 4 条第 3 項又は第 4 項の規程により  
探偵業届出証明書を返納します。

年 月 日

東京都公安委員会 殿

返納者の商号、名称又は氏名及び住所

㊥

(フリガナ)	
商号、名称又は氏名	
探偵業届出証明書の交付番号	東京都公安委員会第 号

返納理由の発生日		年	月	日
返納理由	1 探偵業届出証明書の再交付を受けたが、亡失した探偵業届出証明書を発見又は回復したため。 2 探偵業届出証明書の交付を受けた者が死亡したため。			
備考				

- 注 1 返納理由欄には、該当する返納理由の番号を○印で囲むこと。  
2 備考欄には、返納者が探偵業届出証明書の交付を受けている者と異なる場合に、返納者の当該探偵業届出証明書の交付を受けている者との関係を簡記すること。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。







#### 登記事項証明書の注意事項

- ※ 登記事項証明書の名称を届出書の「商号、名称又は氏名」欄に、登記事項証明書の所在地は届出書の「住所」欄に正しく記載すること。
- ※ 登記事項証明書の目的欄に、探偵業務を営むことができる旨の記載があることを確認すること。無い場合には追加変更をすること。
- ※ 登記事項証明書は発行日から概ね3ヶ月以内のものを使用すること。

### 身分証明書とは

身分証明書とは、禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明したものになります。

各市区町村役場戸籍係等において、発行しています。

申請者の本籍地を管轄する戸籍係へ申請してください。

### 登記されていないことの証明書とは

登記されていないことの証明書とは、後見登記等ファイルに記録されていないことを証明するもので、主に成年被後見人・被保佐人等に該当しないことを証明する際に必要になります。

本証明書は法務局の各都道府県の本局への申請となります。東京での申請先は下記のとおりとなります。詳細については、法務局へお問い合わせ下さい。

申請されるとき申請用紙の「証明事項欄」には「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」欄にチェックを入れて、申請して下さい。

〒102-8226  
千代田区九段南1-1-15  
九段第2合同庁舎  
電話： 03(5213)1234 (代表)

身分証明書の見本

身分証明書	
本籍	東京都〇〇区〇町
本人氏名	〇〇 〇〇
生年月日	昭和〇年〇月〇日
1. 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。	
2. 後見の登記の通知を受けていない。	
3. 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。	
上記のとおり証明する。	
平成〇年〇月〇日	
東京都〇〇区長 〇〇 <input type="checkbox"/>	

登記されていないことの証明書の見本

登記されていないことの証明書	
①氏名	〇〇 〇〇
②生年月日	昭和〇年〇月〇日
③住所	東京都〇〇区〇町〇〇
④本籍	東京都〇〇区〇町〇〇
上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。	
平成〇年〇月〇日	
東京法務局 登記官 〇〇 <input type="checkbox"/>	

※ 「身分証明書」と「登記されていないことの証明書」の関係は？

平成12年3月31日以前は、禁治産者（成年被後見人とみなされる者）・準禁治産者（被保佐人とみなされる者）については、その内容は本人の戸籍への記載という方法で公示されておりましたが、平成12年4月1日以降は、新しい成年後見制度の施行により、その公示方法が戸籍への記載から後見登記等ファイルへの登記に変更されました。

そのため、平成12年3月31日以前に、いわゆる欠格条項に該当しないこと（禁治産者（成年被後見人とみなされる者）、準禁治産者（被保佐人とみなされる者）に該当していない）の証明は、従前どおり本籍地の市町村が発行する「身分証明書」によって行うことになり、平成12年4月1日以降は、その証明は成年被後見人・被保佐人等に該当していないことを証明する「登記されていないことの証明書」によって行うこととなります。

その結果、いずれの時点においても欠格事由に該当していないことを証明するためには、「身分証明書」及び「登記されていないことの証明書」の両方が必要となります。

なお、「破産者」でないことの証明につきましては、従前どおり身分証明書によるのみ証明されることとなります。

定款の謄本作成時の注意事項

- ※ 定款の目的に、探偵業務を営むことができる旨の記載があることを確認すること。
- ※ 定款末尾に公証人の認証又は代表者の署名、押印により謄本化した定款を添付すること。

定款の謄本作成例

例1（公証人による謄本）

この謄本は平成〇年〇月〇日本職役場において原本につき作成した。

東京都〇〇区〇〇町〇〇

東京法務局所属

公証人〇〇 〇〇 印

例2（会社での謄本）

本定款は、会社保存の原本と相違ありません。

平成〇年〇月〇日

株式会社〇〇探偵

代表取締役 〇〇 〇〇

代表  
者印

著者プロフィール

**社団法人探偵協会**

東京都台東区東上野 2-6-2

tel.03-3365-7777

<http://www.detective.or.jp/>

2010年に全国の優秀な探偵に声をかけ結成された団体であり、全国に100社以上の加盟員を擁する。

探偵業の国家資格法制化の必要性を提唱している。

その他、一般消費者へ探偵の紹介活動、探偵業開業のサポート、

悪質探偵による一般消費者からの苦情の処理、統計業務などを行っている。

**探偵入門マニュアル**

2011年5月10日 初版発行

著者 社団法人探偵協会

発行人 山本 和之

発行所 パブリック・ブレイン

〒174-0045

東京都板橋区西台 1-12-9-302

tel.03-6379-1507 / fax.03-6379-1508

<http://www.publicbrain.net>

印刷所 モリモト印刷

ISBN978-4-905295-03-7 C2032

©Atsushi Totsuka Printed in Japan

※落丁・乱丁本は小社までご送付ください。お取替えます。

